

平成22年度予算の概要

平成22年度の予算
再編交付金の概要
経済・雇用等対策の概要



新たな時代を切り開く
"克力"予算



財政標準化計画の達成状況
財政健全化法 4指標の概要
財政用語の解説

平成22年 3月
北海道千歳市

目次

1 平成22年度予算の概要

平成22年度千歳市各会計予算総括表	1ページ
平成22年度一般会計予算	2ページ
平成22年度予算の主要な施策	3ページ
平成22年度重点施策の体系	5ページ
平成22年度予算の概要	9ページ
一般会計 経常費・臨時費	9ページ
特別会計	18ページ
投資的経費一覧表	19ページ
平成22年度の再編交付金の概要	31ページ
経済・雇用等対策の概要	33ページ
平成22年度水道事業会計予算	37ページ
平成22年度下水道事業会計予算	38ページ
平成22年度病院事業会計予算	39ページ

2 財政標準化計画の達成状況

財政標準化計画の達成状況	40ページ
--------------	-------

3 財政健全化法による財政指標について

財政健全化法4指標	41ページ
-----------	-------

4 資料編

各種グラフ	44ページ
-------	-------

5 財政用語の解説

財政用語の解説	50ページ
---------	-------

各会計予算総括表

(単位：千円)

会計名	平成 21 年度予算との比較			
	平成 22 年度	平成 21 年度	増△減	増減率%
一般会計	43,286,640	43,180,159	106,481	0.2
特別会計	12,147,656	12,041,402	106,254	0.9
国民健康保険	8,220,144	8,096,176	123,968	1.5
土地取得事業	38,891	45,511	△ 6,620	△ 14.5
公設地方卸売市場事業	42,081	42,273	△ 192	△ 0.5
老人保健	2,330	7,597	△ 5,267	△ 69.3
霊園事業	62,803	58,561	4,242	7.2
介護保険	3,058,242	3,137,081	△ 78,839	△ 2.5
後期高齢者医療	723,165	654,203	68,962	10.5
合計	55,434,296	55,221,561	212,735	0.4

会計名	平成 21 年度予算との比較			
	平成 22 年度	平成 21 年度	増△減	増減率%
公営企業会計	14,714,127	14,269,201	444,926	3.1
水道事業会計	2,774,286	3,097,221	△ 322,935	△ 10.4
下水道事業会計	5,741,265	5,332,556	408,709	7.7
病院事業会計	6,198,576	5,839,424	359,152	6.2
合計	14,714,127	14,269,201	444,926	3.1

総合計	70,148,423	69,490,762	657,661	0.9
-----	------------	------------	---------	-----

平成 22 年度千歳市一般会計予算

1 歳入予算の内訳

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 21 年度	増△減	増△減率%
一 般 財 源	24,060,335	23,875,917	184,418	0.8
特 定 財 源	19,226,305	19,304,242	△ 77,937	△ 0.4
歳 入 合 計	43,286,640	43,180,159	106,481	0.2

2 歳出予算の内訳

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 21 年度	増△減	増△減率%
経 常 費	25,586,526	24,413,873	1,172,653	4.8
一 般 財 源	19,332,656	18,988,024	344,632	1.8
特 定 財 源	6,253,870	5,425,849	828,021	15.3
臨 時 費	12,163,228	13,090,235	△ 927,007	△ 7.1
一 般 財 源	2,229,728	2,258,898	△ 29,170	△ 1.3
特 定 財 源	9,933,500	10,831,337	△ 897,837	△ 8.3
投 資 的 経 費	5,536,886	5,676,051	△ 139,165	△ 2.5
一 般 財 源	2,497,951	2,628,995	△ 131,044	△ 5.0
特 定 財 源	3,038,935	3,047,056	△ 8,121	△ 0.3
歳 出 合 計	43,286,640	43,180,159	106,481	0.2
一 般 財 源	24,060,335	23,875,917	184,418	0.8
特 定 財 源	19,226,305	19,304,242	△ 77,937	△ 0.4



平成22年度予算の主要な施策

(新長期総合計画に掲げた5つの都市づくりの目標別)

1. 心がかよい幸せ感じる都市づくり

(単位：千円)

NO.	重点 施策	投資的 経費	新規	事業名等	予算額
1		◇		コミュニティセンター施設整備事業費	138,283
2		◇		(仮称)花園地区コミュニティセンター整備事業費	16,000
3			☆	第2期地域福祉計画推進事業費	1,998
4			☆	小規模福祉施設スプリンクラー等整備事業費	22,419
5		◇		町内会館整備事業費	43,615
6		◇		町内会等備品整備事業費	54,800
7	◎			休日保育事業費	5,163
8				病児病後児保育事業費	3,887
9	◎			障害児保育事業費	35,558
10	◎		☆	私立認可外保育所補助事業費	818
11	◎		☆	民間保育所増改築支援事業費	36,096
12			☆	子ども手当給付事業費	1,161,634
13	◎			放課後子ども教室推進事業費	1,907
14	◎			母子家庭自立支援給付金事業費	10,702
15				生活保護適正実施推進事業費	9,922
16	◎			医療体制整備事業費	108,734
17	◎			妊婦乳幼児委託健康診査事業費	94,869
18			☆	女性特有のがん検診推進事業費	15,088

2. 安全で人と地球にやさしい都市づくり

(単位：千円)

NO.	重点 施策	投資的 経費	新規	事業名等	予算額
1	◎			AED整備事業費	3,413
2				自衛隊体制維持要望活動事業費	3,778
3	◎			温室効果ガス排出削減推進事業費	412
4	◎			ごみ減量・リサイクル化啓発事業費	3,773
5	◎	◇		破碎処理施設整備事業費	1,184,200
6		◇		焼却処理施設煙突整備事業費	45,000
7		◇	☆	第3埋立処分地植樹・飛散防止ネット設置事業費	3,045
8	◎		☆	エコチャレンジ補助事業費	3,540
9		◇	☆	環境センター省エネルギー化推進事業費	6,450
10			☆	スクールゾーン整備事業費	1,150
11		◇		街路灯設置工事費交付事業費	8,850
12				基地周辺共同受信区域アンテナ設置助成事業費	19,331
13		◇		C経路整備事業費	104,800
14	◎	◇		C経路まちづくり事業費	202,300
15		◇		C経路緑地整備事業費	96,500
16	◎			建築物耐震改修促進業務経費	930
17		◇		公営住宅建替事業費(みどり団地)	818,900
18		◇		公営住宅建替事業費(いずみ団地)	181,600
19	◎			災害応急対策用品等整備事業費	3,750
20	◎			自主防災組織育成事業費	922
21				防災学習交流施設維持管理業務経費	27,137
22		◇		耐震性貯水槽整備事業費	10,584
23		◇		消火栓更新事業費	5,639
24	◎	◇		高機能消防指令センター更新事業費	370,149
25	◎	◇		消防救急デジタル無線整備事業費	7,922
26	◎		☆	広域消防運営計画策定事業費	129

3. 学びあい心ふれあう都市づくり

(単位：千円)

NO.	重点 施策	投資的 経費	新規	事業名等	予算額
1	◎			修学支援事業費	4,980
2	◎			特別支援教育体制推進事業費	23,512
3	◎			スクールカウンセラー配置事業費	2,387
4	◎			心の教室相談員配置事業費	3,753
5	◎	◇		小中学校耐震化改修事業費	336,440
6		◇		(仮称) 勇舞中学校建設事業費	34,100
7		◇	☆	小中学校防火戸改修事業費	9,897
8		◇	☆	小学校大規模改修事業費	17,700
9				社会教育委員配置事業費	2,154
10			☆	埋蔵文化財公開活用事業費	2,012
11		◇	☆	市民文化センター手すり設置事業費	5,430

4. 魅力と活力あふれる都市づくり

(単位：千円)

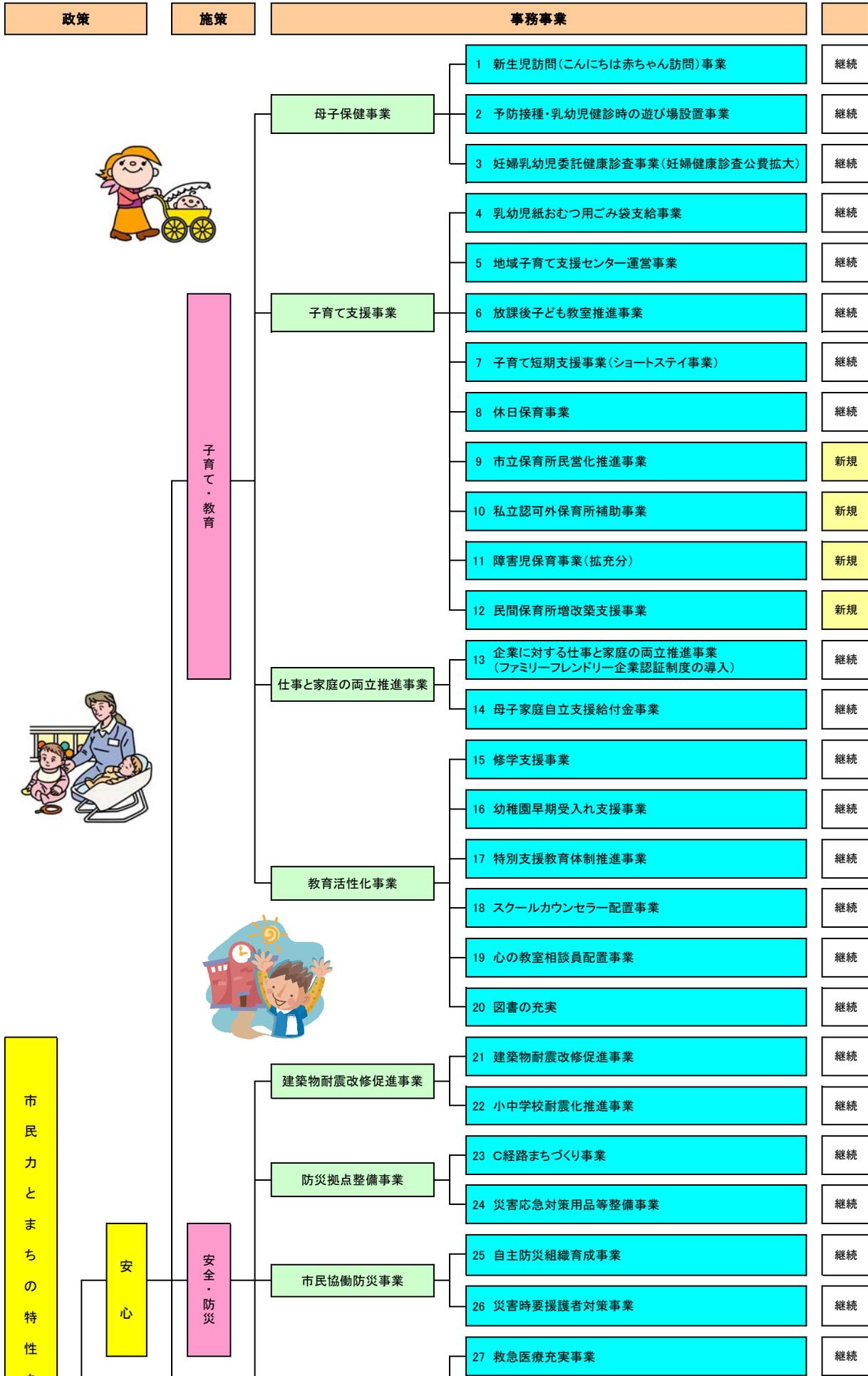
NO.	重点 施策	投資的 経費	新規	事業名等	予算額
1			☆	地域情報化推進事業費	3,990
2				新千歳空港整備事業費	160,325
3				企業誘致推進事業費	11,914
4				企業活動促進事業費	212,008
5	◎			企業誘致プロモーション事業費	4,347
6				商業等活性化事業費	3,901
7	◎			観光基本計画策定業務経費	1,557
8	◎			観光プロモーション事業費	1,441
9		◇	☆	道の駅案内表示板設置事業費	3,486
10		◇	☆	支笏湖温泉開発事業費	1,300
11	◎			グリーン・ツーリズム促進事業費	10,450
12				循環型コミュニティバス運行事業費	26,372
13	◎			地域公共交通利用促進事業費	1,249
14		◇		市道整備事業費	308,900
15		◇		南2号道路(鉄北通)整備事業費	74,200
16		◇		東8線道路整備事業費	35,200
17		◇		除雪車両等購入事業費	77,896
18		◇		千歳駅周辺交通バリアフリー地区整備事業費	5,000
19				第2期都市計画マスタープラン策定業務経費	5,118
20		◇		みどり台緑化重点地区整備事業費	189,300
21		◇		公園施設更新・バリアフリー化事業費	60,000
22		◇		グリーンベルト活性化事業費	67,400
23		◇		電線類地中化事業費	8,580
24		◇		29号通整備事業費	46,400
25		◇		ひばりヶ丘通整備事業費	44,200
26		◇		北新通整備事業費	77,330

5. 参加と連携による都市づくり

(単位：千円)

NO.	重点 施策	投資的 経費	新規	事業名等	予算額
1				長期総合計画策定業務経費	12,897
2		◇	☆	戸籍電算化事業費	19,841
3				市民協働推進事業費	5,916
4		◇		千歳市民憲章制定30周年記念市民憲章板整備事業費	3,350
5			☆	参議院議員通常選挙執行経費	36,393

目的
体系

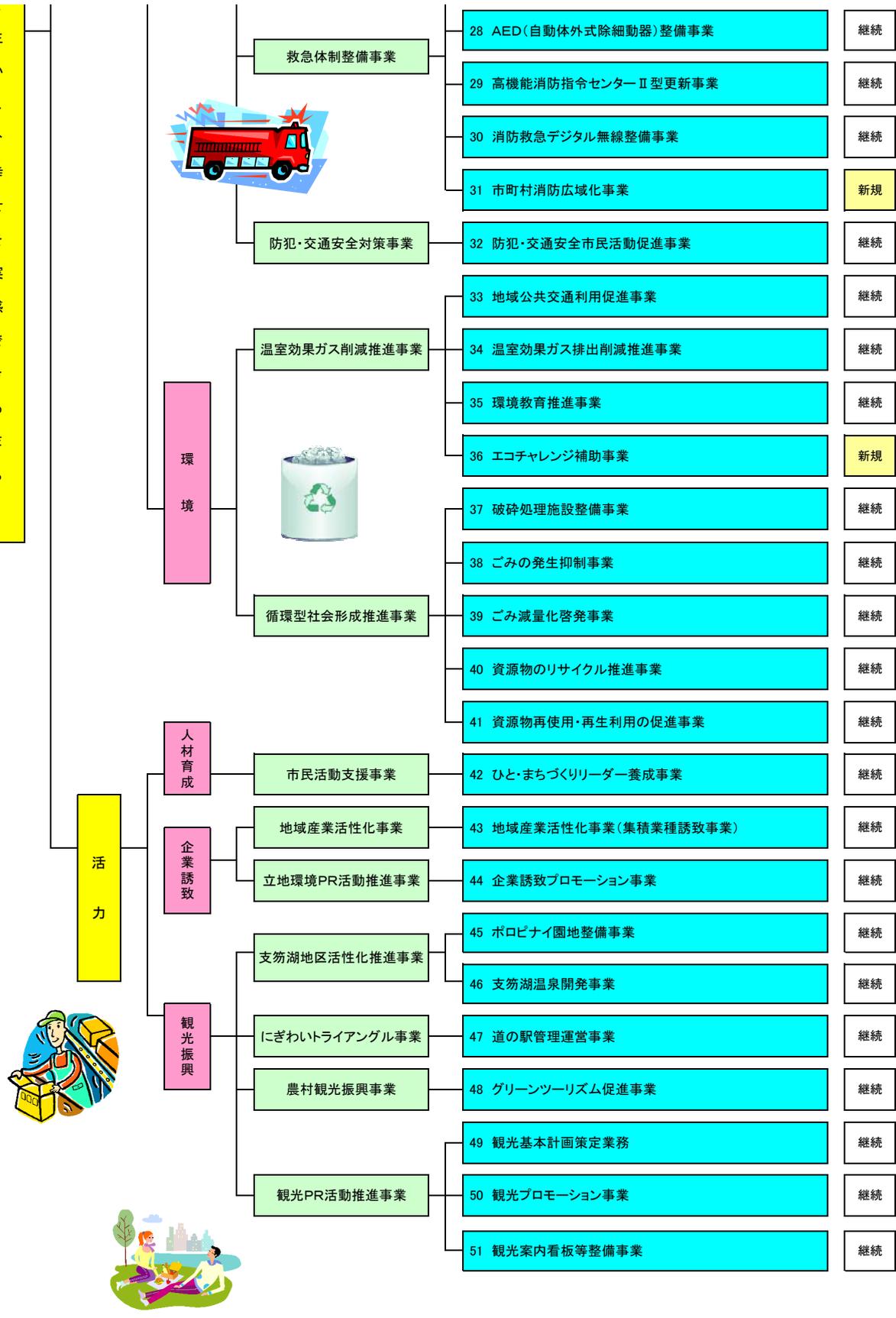


点 施 策 の 体 系

(単位:千円)

概 要	部	平成22年度 事業費
生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、乳児や妊婦に対する保健指導として直接市の助産師、保健師が支援します。 平成22年度からは道からの権限移譲による未熟児訪問を開始します。	保健福祉部	958
予防接種や健診の場に保育士を配置し、子育てで交流や安心の場を確保します。 平成22年度は保育士を増員し、子どもの事故防止にかかわる啓発活動を実施します。	保健福祉部	1,698
平成21年度から妊婦一般健康診査受診票を5回から14回へ拡大し、超音波検査票も対象を全妊婦として6枚交付しています。 平成22年度も継続して実施することにより、子育て世代の経済的負担軽減を図ります。	保健福祉部	62,960
3歳未満の乳幼児を養育する世帯に対し、紙おむつ処理用の市指定ごみ袋を支給し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	保健福祉部	3,773
子育て総合支援センターを拠点として、子育て基盤整備、子育てサポート、地域交流、子育て活動団体サポートの各種事業を展開し、地域全体で子育てを支援できる環境づくりを進めます。	保健福祉部	12,812
放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、地域住民の参画を得ながら総合的な放課後対策を展開するため、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を進めます。	教育部	1,907
保護者の疾病、仕事などの理由により、家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合や、育児不安など身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設において短期間預かる体制を確保します。	保健福祉部	486
多様化する保護者の就労形態などにより、日曜日や祝日に保育を必要とする家庭の子育てと就労の両立を支援するために、市内の私立認可保育所1か所において休日保育を行います。	保健福祉部	5,163
真々地保育所を民営化することにより、保育所機能の充実を図るとともに、より一層の保育ニーズに対応した効果的な保育所運営を行います。 平成22年度は民営化事業者選定などを行います。	保健福祉部	40
一定の基準を満たす市内の私立認可外保育所において、待機児童を受け入れた場合、運営費や職員の健診費用を補助します。	保健福祉部	818
定員を超えて障がい児を受け入れる私立認可保育所に対し、障がい児保育を担当する臨時職員を雇用するための補助金を増額し、受入れの拡充を行います。	保健福祉部	4,920
年度途中に発生する待機児童を解消するため、平成22年度までの時限的な措置である北海道の「安心子ども基金」を活用して施設の増改築を行う既存の私立認可保育所を支援し、定員30名の増加を図ります。	保健福祉部	36,096
企業の「仕事と家庭の両立」の現状や意識をアンケート調査等により把握するとともに、「千歳市子育てにやさしい企業推進懇話会」が主催する講演会を開催するなど普及・啓発を進めます。平成22年度も引き続き「ファミリーフレンドリー企業認証制度」の導入を検討します。	保健福祉部	4,320
母子家庭の経済的な安定と自立の促進を図るため、「自立支援教育訓練給付金」、「高等技能訓練促進費」及び「修一一時金」制度による就労支援を行います。	保健福祉部	10,702
高校や大学などで学習したいという意欲があり、またその能力があるにもかかわらず、経済的事情により学校へ通うことが困難な生徒や学生に対して奨学金を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、等しく教育を受けることができる環境整備を行います。	教育部	4,980
「幼稚園を活用した子育て支援」として、年度内に3歳に達する2歳児の受入れを実施するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	教育部	7,497
障がいのある子ども達の社会参加を促すため、専門家チームを核とした特別支援委員会の設置や個別指導計画の策定、相談窓口の強化、支援員やヘルパーの配置などを行います。また、平成22年度は支援員を10名増加するとともに、引き続き道立高等養護学校の誘致活動を進めます。	教育部	23,512
いじめ・不登校等の要因が多様化、複雑化する中で、児童生徒の問題行動等を早期解消するため、道派遣のスクールカウンセラー(臨床心理士)による相談体制に加え、市単独によるスクールカウンセラーを配置することにより、専門性の高い教育相談体制の充実・強化を図ります。	教育部	2,387
教員経験者など地域の人材を活用して心の教室相談員を市内小学校(13校)に配置し、問題行動等の前兆の把握に努め、身近な話し相手として心の悩みやストレス緩和など家庭、地域と連携した効果的な相談体制の充実を図ります。	教育部	3,753
読書や資料の活用を通じて子どもたちの豊かな人間性や自ら学ぶ力を育むため、学校図書館の充実を図ります。	教育部	21,272
民間建築物の耐震化促進を図るために、木造戸建住宅の耐震診断費用の一部を助成します。また、ホームページや講習会開催を通して、耐震化普及啓発を図るとともに、各支所等において、地震危険度マップによる周知を行います。	建設部	930
小中学校施設の耐震診断を、優先順位に基づき段階的に実施し、その結果に基づき耐震補強設計、耐震補強工事を計画的に実施します。	建設部	336,440
防災・救急訓練活動や防災学習活動の拠点となる防災学習交流センター、訓練広場等の整備を行います(平成22年度:広場等整備、管理棟建築、誘導路整備等)。	建設部	202,300
災害時に備え、救急救助用の物資及び資機材を備蓄・整備します。	総務部	3,750
災害発生時において、地域住民の生命、身体、財産を守るため、自主防災組織を育成するとともに、その活動の充実を図るため、組織を結成したコミュニティ協議会及び町内会等に対し防災資機材等を貸与します。	総務部	922
大地震等の災害が発生した際に、災害時要援護者の迅速な援護活動を行うために、災害時要援護者名簿を更新(年2回)します。	保健福祉部	306
市民の急病時に安心して医療を受けられる環境を確保するため、休日夜間の診療を医師会に委託するとともに、24時間体制による「ちとせ健康医療相談ダイヤル24」を引き続き実施します。 平成22年度も「救急医療体制の維持」と「医療機関への負荷抑制」の両立を図るため、今後の救急医療体制のあり方について検討を進めます。	保健福祉部	108,534

と
生
か
し
、
幸
せ
を
実
感
で
き
る
ま
ち



市民の救命率向上を図るため、市内公共施設にAED(自動体外式除細動器)を計画的に配置するとともに、既設のAEDに係る消耗品を計画的に更新します。	消防本部外	3,413
老朽化した消防緊急通信指令施設を高機能消防指令センターⅡ型に更新し、災害時における迅速確実な受付業務の実施、発信地表示システムの導入による通報場所特定時間の短縮、人工衛星を利用した車両動態管理による災害地点への出動・到着の迅速化を実現し、火災等の災害被害の軽減及び救命率の向上を図ります。	消防本部	370,149
消防救急無線のデジタルへの移行整備により、秘匿性の向上による個人情報の保護、消防・救急車両の動態及び位置情報や水利情報等のデータ転送により災害活動の効率化を図ります。	消防本部	7,922
消防力の充実強化を図るため、千歳市、恵庭市、北広島市の3市消防広域化により、出動態勢や組織、施設、装備等の効率的運用を推進し、充実した消防体制を構築します。 平成22年度は「広域消防運営計画(素案)」を作成します。	消防本部	1,880
市民、事業者、市が協働して全市民的な防犯・交通安全活動の推進を図るため、関係団体を支援するとともに、振り込め詐欺防止出前講座をはじめとする広報啓発活動等の事業を行います。	市民環境部	1,711
ちとせ探検こどもバスポート発行などバスを中心とした公共交通の利用促進により、路線の安定確保とともに自動車利用の抑制など環境負荷の小さい交通体系への転換を図ります。	市民環境部	1,249
環境フェアの開催など環境啓発活動の実施により、市民や団体等を対象とした「エコチャレンジ25キャンペーン」への登録者を拡大し、環境配慮行動実践者の増加による地球環境保全の意識の高揚と温室効果ガスの削減を図ります。	市民環境部	412
次世代の環境リーダーを養成することを目的とした「エコカレッジ制度」により、CO2削減をはじめとする環境配慮意識の醸成・拡大を図ります。また、地域特有の環境啓発を進めるための「こども環境白書」の発行や「こども環境教室」等の環境学習の機会の拡大を図ります。	市民環境部	457
北海道の「地域グリーンニューデール基金(平成22年度～平成23年度)」を活用して、新エネルギー・省エネルギー機器を導入しようとする市民に機器購入設置費用の一部を助成します。	市民環境部	3,540
環境センターで稼働している破砕処理施設の更新を行い、平成23年度中の稼働開始を計画しています。新たな施設では、これまで直接埋立していた布団・畳などの破砕処理による減容化、アルミ類やその他プラスチック製容器包装の選別・回収による資源化、処理品の梱包による飛散防止を追加し、リサイクル率の向上及び最終処分場の延命化を図ります。	市民環境部	1,184,200
持続的発展が可能な循環型社会の形成に向けて「千歳市循環型社会形成推進施策20」に基づき、家庭での生ごみ堆肥化の推進、ノーレジ袋運動の支援、エコ商店認証制度の推進など、ごみ減量化の取組を進めます。	市民環境部	3,098
「ごみ減量・リサイクル標語コンクール」の実施、小冊子の配布、出前講座、環境センター施設見学の積極的受入れなど、学校教育の場やイベントなど様々な機会を利用し、ごみの減量化と資源化の普及啓発を行います。	市民環境部	675
町内会をはじめ関係団体の参加による「千歳市資源回収システム意見交換会」により資源回収事業のより良い方法を検討し、新システムを確立します。また、事業系一般廃棄物の分別資源化、リサイクル取組団体の活動を市民に周知するなど、市民、事業者と協働して資源物のリサイクルを進めます。	市民環境部	54,685
容器包装廃棄物の商品化、リサイクル品目の拡大、容リプラ分別収集の検討、大型ごみのリサイクル推進を実施することにより、ごみの分別排出を徹底し、再利用・再生利用可能な資源物の拡大を進めます。	市民環境部	761
人の温もりで活力と心豊かさが実感できるまちづくりを実現するため、ひと・まちづくり基金を活用し、市民活動を高め市民のネットワークにより、日頃の生活の中で組織・職場・地域等が持つエネルギーを十分発揮させるための「ひと・まちづくりリーダー」を養成します。	教育部	1,200
「光関連」、「食品関連」、「物流関連」における企業集積を目指す「千歳市地域産業活性化基本計画」を策定し、平成22年度から3分野の企業誘致を推進します。	産業振興部	3,364
国内有数の産業展示会に出展するとともに、立地環境WEB動画の内容を更新し、当市の最新の立地環境を広く企業にPRする企業誘致プロモーション活動を行います。	産業振興部	4,347
支笏湖ポロピナイ園地の休憩所の再整備を行うため、環境省との協議を進め、利用者のための快適な空間の創造と利便性の向上を図ります。	産業振興部	-
市が所有する支笏湖温泉の源泉を適正に管理し、安定供給を図るための調査等を行います。平成21年度に実施した温泉開発可能性調査を踏まえ、平成22年度は基本計画を策定します。	産業振興部	1,300
「道の駅サーモンパーク千歳」内の施設の整備などによる利用者の利便性向上を図り、観光客等の増加によるにぎわいを創出します。平成22年度も引き続き、雪で大小敷基の滑り台を造成し、市民、観光客等の集客を図ります。	産業振興部	10,344
グリーンツーリズム市町村計画に基づき、市街地調整区域における体験型観光施設等の充実を図り、都市と農村の共生・交流を促進します。また、農業者がグリーンツーリズムに資する施設を整備する際に、農業振興基金を活用して助成を行います。	産業振興部	10,450
平成23年度から32年度までの観光分野における市の基本姿勢を示す次期観光基本計画を策定します。	産業振興部	1,557
観光資源の魅力を積極的に情報発信するとともに、新たな観光資源を発掘・創造します。平成22年度は観光パンフレットや支笏湖散策マップを作成します。	産業振興部	1,441
各種交通手段を利用して訪れる観光客などへの歓迎表示、観光施設やイベントなどの案内表示の充実について検討します。	産業振興部	-
	合計	2,531,391

経 常 費 ・ 臨

新規	科目 (目名)	事業名	予算の内容	
			概 要 (☆は「公約」)	前年度増減額
	各科目	『重点施策』 各事業	A E D設置業務経費 (H21:4,867→H22:3,413) A E D(自動体外式除細動器)については、平成18年度から計画的に公共施設への設置を進めており、平成22年度は13か所に設置します。 児童館(7館) 消防署及び出張所(6か所)	△ 1,454
	各科目	各事業	☆協働事業(市提案型)補助金(H21:21,793→H22:2,893) 本に親しみ、千歳のまちを知る「出前読み聞かせ」 (空港費)10千円 小学校における英語学習(小学校管理費)2,270千円 「広報ちとせ」表紙写真撮影事業(広報費)120千円【新規】 「男性の料理教室」事業(企画費)243千円【新規】 みんなで作ろう「丈夫なマッチ棒の家」(土木費) 250千円【新規】	△ 18,900
○	一般管理費	庁舎維持管理 経費	地上デジタル放送対応工事【新規】 地上デジタル放送移行に向け本庁舎のデジタル化対応工事を行います。	2,500
○	一般管理費	本庁舎電気機 械設備改修事 業費	本庁舎電気機械設備改修事業費【新規】 昭和51年に建設し老朽化が進んでいる本庁舎の電気・機械設備を改修するため、基本計画の作成及び実施設計を行います。	9,996
	一般管理費	自衛隊体制維 持要望活動事 業費	☆自衛隊体制維持要望活動事業(H21:2,942→H22:3,778) 千歳市に所在する自衛隊の体制維持を求める活動を、市民と一体となって取り組みます。 22年度は東京での中央総決起大会及び有識者懇談会に係る旅費を増額します。	836
	企画費	長期総合計画 策定業務経費	長期総合計画策定業務経費(H21:5,248→H22:12,897) 将来のまちづくりを進める際の基本となる計画として、各個別計画の上位に位置するものであり、平成22年度は総合計画原案をもとに総合計画審議会での審議、パブリックコメントを実施し、審議会の答申後市議会に提案します。 計画期間：平成23年度～平成32年度(10年間) 策定期間：平成20年度～平成22年度(3年間) 計画書等作成部数：計画書 600部・概要版 45,000部	7,649



時 費 等 の 概 要

(単位：千円)

新規	科目 (目名)	事業名	予算の内容	
			概 要 (☆は「公約」)	前年度増減額
	企画費	循環型コミュニティバス運行事業費	図書館までのルート延長【増額】 (H21:24,778→H22:26,372) 図書館までのルート延長を行い、利便性の向上を図ります。	1,594
○	企画費	『重点施策』地域公共交通利用促進事業費	エコ通勤普及促進事業【新規】 第3・第4工業団地を対象に通勤者等の要望調査の実施、バス会社との連絡調整を行い、新規路線等の検討を行います。	840
○	公害対策費	『重点施策』エコチャレンジ補助事業費	千歳市エコチャレンジ補助金【新規】 太陽光発電システム等の新エネ・省エネ機器を複合的に設置する個人住宅向け支援制度を創設し地域の温室効果ガス排出削減に取り組みます。 ・補助対象 「太陽光発電システム」6万円×最大出力kW 上限20万円 「太陽熱利用システム」購入設置費用×1/10 上限10万円 「ガスエンジン給湯器」購入設置費×1/10 上限4万円 「潜熱回収型ガス給湯器」購入設置費×1/10 上限3万円 など	3,540
○	交通安全推進費	スクールゾーン整備事業費	スクールゾーン標識設置【新規】 スクールゾーン標識が設置されていない26ヶ所に、計画的に設置しています。平成22年度は8か所に設置します。	710
	共同受信施設設置事業費	基地周辺共同受信区域アンテナ設置助成事業費	基地周辺共同受信区域アンテナ設置助成【増額】 (H21:12,100→H22:19,331) 基地周辺共同受信施設の地上デジタル放送における受信障害区域が確定し、受信障害区域外となる住居のアンテナ設置を支援するため、設置費の1/2(上限17,500円)を助成します。平成22年度は1,000戸分の助成費を計上しています。	7,231
○	共同受信施設設置事業費	基地周辺共同受信施設設置事業費	電線共同溝ケーブル埋設工事【新規】 国が実施する国道36号線の電線地中化に合わせ共聴ケーブルの埋設を行います。	11,300
○	情報推進費	地域情報化推進事業費	千歳市情報化推進計画策定業務委託【新規】 次期情報化推進計画の策定、システム及び機器更新計画の策定を行います。	3,990
○	徴税費	市道民税賦課調定業務経費	国税連携に係るシステム改修【新規】 平成22年分確定申告以降、税務署から提供される住民税申告書が紙ではなく電子データでの提供となるため、住民税システム等の改修を行います。	6,675

新規	科目 (目名)	事業名	予算の内容		
			概	要(☆は「公約」)	
					前年度増減額
○	徴税費	固定資産税賦課業務経費	標準宅地鑑定評価業務委託【新規】 平成24年度の評価替えに向け標準宅地の鑑定評価を行います。 標準宅地：204地点 価格調査基準日：平成23年1月1日		13,476
○	参議院議員 通常選挙費	参議院議員 通常選挙執行経費	参議院議員通常選挙【新規】 平成22年6月24日告示、7月11日投票を予定しています。		36,393
○	統計調査費	委託統計調査 事業費[国勢調 査]	委託統計調査事業費[国勢調査]【新規】 5年に一度の国勢調査(大規模調査)を実施します。		65,723
○	社会福祉総 務費	第2期地域福 祉計画推進事 業費	第2期地域福祉計画推進事業費【新規】 平成21年度策定の第2期地域福祉計画を推進するため、啓 発活動等を実施します。		1,998
○	社会福祉総 務費	離職者住宅手 当緊急特別措 置事業費	離職者住宅手当緊急特別措置事業費【新規】 労働意欲がありながら離職している方のうち、住居を喪失し ている方などに対して住宅手当を支給し、住宅及び就労機会 の確保に向けた支援を行います。		2,380
○	老人福祉費	小規模福祉施 設スプリンク ラー等整備事 業費	小規模福祉施設スプリンクラー等整備事業補助金【新規】 消防法施行令の改正(平成21年4月1日施行)により、認知症高 齢者グループホーム等の社会福祉施設においてスプリンク ラーの設置が義務化されたため、設置費の一部を補助します。 平成22年度は4施設の設置を予定しています。		22,419
	障害福祉費	自立支援給付 事業費	扶助費【増額】(H21:916,532→H22:1,052,690) 障害者自立支援法に基づく福祉サービス利用者が増加傾向に あることから、扶助費を増額するとともに、居宅介護などの 福祉サービスについて、市町村民税非課税の方々に対し、国 の制度に基づき自己負担額を無償化します。		136,158
	障害福祉費	日常生活支援 サービス事業 費	障害者施設入浴サービス事業運営委託料【増額】(H21:739→H22:1,800) 障がい者施設入浴サービスについて、事業者に対する委託料 を増額し、安心かつ安定したサービスを継続します。		1,061
○	児童福祉総 務費	子ども手当給 付事業費	子ども手当給付費【新規】 平成22年4月1日から、現行の児童手当制度を改め、新たに子 ども手当制度を開始します。所得制限は設けず、中学校修了 までの子ども一人当たり月額1万3,000円を支給します。 支給月：6月(2月～5月分)、10月(6月～9月分) 2月(10月～1月分)		1,153,230

新規	科目 (目名)	事業名	予算の内容	
			概	要(☆は「公約」)
			前年度増減額	
	児童福祉費	子ども医療費助成事業費	子ども医療扶助費【増額】(H21:146,647→H22:155,103) 子ども医療費の助成件数が増加しているため、扶助費を増額します。	8,456
○	保育所費	保育事業費	3歳以上児米飯用米購入費【新規】 平成22年度から、市立保育所で3歳以上の児童に対し、保護者の負担軽減を図るため、有料(月額800円)で主食を提供します。	1,350
	保育所費	『重点施策』 障害児保育事業費	障害児保育事業費【増額】(H21:32,665→H22:35,558) 心身に障がいがある3歳以上児を保育所で受け入れる体制を整えます。	2,893
	保育所費	病児病後児保育事業費	こどもデイケアルーム事業運営委託料【減額】(H21:5,292→H22:2,848) 平成22年度から、看護師1名(継続)及び保育士1名(新規)の2名で対応し、継続して事業を運営します。	△ 2,444
○	保育所費	『重点施策』 私立認可外保育所補助事業費	私立認可外保育所補助事業費【新規】 認可保育所に入所することができない児童を認可外保育所が受け入れた場合に、認可外保育所に対し運営費の一部を補助することにより、受け入れ態勢の拡充を図ります。	818
○	保育所費	学童クラブ事業費	ほくよう児童館新設学童クラブ運営に係る経費【新規】 平成22年4月1日から、ほくよう児童館に2つの学童クラブ(なかよし学童クラブ、にじいろ学童クラブ:定員各40名)を開設します。	2,715
○	児童館費	児童館管理運営事業費	ほくよう児童館新設児童館運営に係る経費【新規】 平成22年4月1日から、ほくよう児童館を、開設します。	5,527
	母子等福祉費	『重点施策』 母子家庭自立支援給付金事業費	高等技能訓練促進費【増額】(H21:5,968→H22:10,202) 制度の改正により、高等技能養成学校修業支給対象期間が、1/2から全期間に拡充されます。	4,234
	生活保護費	生活保護事業費	生活保護扶助費【増額】(H21:1,729,031→H22:1,867,477) 景気悪化等に伴う生活保護受給者の増加により、扶助費を増額しています。	138,446
	生活保護費	生活保護適正実施推進事業費	生活保護適正実施推進事業費【増額】(H21:3,691→H22:9,922) 生活保護受給者の就労支援を行うため、就労支援員を1名配置します。 また、平成23年度の「生活保護業務データシステム」及び「医療扶養レセプト電子化(オンライン化)」完全実施に向けシステム改修を行います。	6,231

新規	科目 (目名)	事業名	予算の内容	
			概	要(☆は「公約」)
			前年度増減額	
	保健衛生総務費	『重点施策』医療体制整備事業費	救急急病医療業務委託料 (H21:87,252→H22:87,074) 市民が健康を保持し、安心して生活を送れるよう、千歳医師会の協力を得て現状の救急医療体制を維持します。 前年度増減額は、曜日の相違により減額しています。	△ 178
○	保健衛生総務費	健康増進計画推進業務経費	健康増進計画中間評価書作成【新規】 平成17年度に策定した千歳市健康増進計画について、策定後5年を迎えることから、中間評価を実施し、必要に応じて計画の見直しなどを行います。	335
○	予防費	健康相談・教育事業費	ノルディックウォーキング講座開催経費【新規】 ノルディックウォーキングは、個人の年齢や体力に応じた体力づくりが可能であり、高齢者などの健康増進に効果が期待できるため、健康まつりなどでポールを貸し出し、ノルディックウォーキング講座を開催します。	299
○	予防費	『重点施策』予防接種・乳幼児健診時の遊び場設置事業費	乳幼児の事故防止啓発事業【新規】 遊び場での保護者の待ち時間をさらに有効活用するため、乳幼児の不慮の事故の予防を目的として、事故防止の啓発活動を実施します。	133
○	予防費	女性特有のがん検診推進事業費	女性特有のがん検診推進事業費【新規】 一定の年齢に達した女性に対し子宮頸がんと乳がんに係る無料クーポンの配布と検診手帳を交付します。 (無料クーポン対象年齢) 子宮頸がん：20歳、25歳、30歳、35歳、40歳 乳がん：40歳、45歳、50歳、55歳、60歳	15,088
○	清掃総務費	一般廃棄物処理基本計画等改定経費	一般廃棄物処理基本計画等改定経費【新規】 平成18年3月に策定した千歳市一般廃棄物処理基本計画について、策定後5年を迎えることから、法令の改正、ごみ量の変動、ごみ処理システム全体の変化や今後の進捗などを考慮した改定を行います。	6,248
	清掃総務費	資源回収事業費	千歳市環境保全公社補助金【減額】 (H21:78,273→H22:54,682) リサイクルセンター管理業務・計量業務の民間委託化に伴い減額しています。	△ 23,591
	労働諸費	千歳市シルバー人材センター補助事業費	千歳市シルバー人材センター運営費補助金 (H21:13,440→H22:13,440) 高齢者事業を推進するシルバー人材センターに対し、事業運営費及び各種事業費に係る支援を維持します。	0



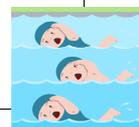
新規	科目 (目名)	事業名	予算の内容		
			概	要(☆は「公約」)	
○	労働諸費	緊急雇用創出推進事業費	緊急雇用創出推進事業費 (H21:62,982→H22:62,636) 【新規】 新規:11事業、継続:6事業 離職を余儀なくされた非正規労働者や中高年齢者等の失業者に対し、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する事業を実施し、生活の安定を図ります。		△346
	労働諸費	ふるさと雇用再生特別対策推進事業費	ふるさと雇用再生特別対策推進事業費【増額】 (H21:33,411→H22:38,722) 継続:3事業 地域の発展に資すると見込まれる事業を実施し、継続的な雇用機会の創出を図ります。		5,311
	農業振興費	農業振興資金貸付事業費	農業振興資金貸付金 (H21:80,000→H22:80,000) 平成21年度に農業活性化対策として実施した貸付枠の拡大及び無利子貸付について、平成22年度においても冷湿害等の被害が発生していることから、継続して実施します。 (拡大枠11,000千円)		0
	農業振興費	『重点施策』グリーン・ツーリズム促進事業費	グリーン・ツーリズム施設整備補助金 (H21:10,000→H22:10,000) 農業体験施設、農家レストラン、直売所等の施設の整備に対し、その費用の1/2を助成します。 助成額は1農家につき3年間で500万円を上限とし、平成20年度から3年間に限り実施しています。なお、財源は農業振興基金を活用します。		0
○	畜産業費	畜産経営資金等利子補給補助事業費	畜産経営維持緊急支援資金利子補給補助金【新規】 国の経済危機対策として畜産農家の償還が困難な負債を長期かつ低利な資金に借り換えて償還の軽減を図るもので、市が利子の一部を補給します。		1,304
○	林業費	民有林整備事業費	森林整備地域活動支援交付金【新規】 間伐等の森林整備に対する意欲を高めるため、森林内を巡視し被害を受けている箇所を確認する事業に対し、交付金を交付します。		894
	商工振興費	企業活動促進事業費	工業等振興条例補助金【増額】 (H21:170,677→H22:211,970) 工場等の新設や増設を行った企業に対し、千歳市工業等振興条例に基づき助成します。 交付内訳 固定資産税相当額分 170,870千円 雇用増分 41,100千円		41,293
	商工振興費	商業等活性化事業費	商業等活性化事業費 (H21:3,901→H22:3,901) 空き店舗での開業者に対し、家賃等の補助を実施します。また、魅力的な商店街づくりを推進するためのにぎわいを創出する事業や商業活性化アドバイザー派遣経費等に補助を実施し、商業の活性化を図ります。		0



新規	科目 (目名)	事業名	予算の内容		
			概	要(☆は「公約」)	
					前年度増減額
○	観光費	『重点施策』 観光プロモーション事業費	観光パンフレット作成経費【新規】 支笏湖散策マップ及びちとせポケットブックを作成し、市内の観光資源・施設を訪れる観光客数の増加や滞在期間の拡大を図ります。 作成部数 支笏湖散策マップ : 40,000部 ちとせポケットブック : 14,000部		1,441
○	宅建指導費	『重点施策』 建築物耐震改修促進業務経費	住宅・建築物耐震改修等事業補助金 (H21:600→H22:600) 民間建築物の耐震化を促進するため、木造戸建住宅に対する耐震診断費用の一部を助成します。		0
			協働事業(市提案型)補助金【新規】 みんなで作ろう「丈夫なマッチ棒の家」 小学校高学年以上の市民を対象に、旧耐震基準と現在の基準による建物模型の共同作業での組み立てなど、技術の進歩や耐震性について学習する教室を開催します。		250
	市営住宅費	市営住宅借上経費	借上市営住宅建物借上料【増額】 (H21:12,660→H22:42,720) 民間事業者が建設した物件を市営住宅として50戸借り上げ、利便性の高い住環境を提供します。 名称:スカイヒルズ団地(清水町3丁目19-3) 入居基準日:平成22年1月1日		30,060
○	常備消防費	『重点施策』 広域消防運営計画策定事業費	広域消防運営計画策定事業費【新規】 平成24年度末までに恵庭市・北広島市との3市による消防の広域化の実現に向けて、広域消防運営計画を策定します。		129
	災害対策費	防災訓練事業費	防災訓練実施経費【増額】 (H21:972→H22:1,572) 防災学習交流センター「そなえーる」を会場に、実動訓練を実施します。(10月2日予定)		600
	災害対策費	防災学習交流施設維持管理業務経費	防災学習交流施設維持管理業務経費【増額】 (H21:5,069→H22:27,137) 平成22年4月24日に開館する防災学習交流センター「そなえーる」の維持管理に係る経費を計上します。		22,068
	教育振興費	『重点施策』 特別支援教育体制推進事業費	☆特別支援教育支援員の増【増額】 (H21:12,436→H22:21,498) 障害のある児童・生徒の社会参加の促進、教育環境の充実などを図るため、特別支援教育支援員配置基準を改正し、支援員を14人から24人に増員します。		9,062
	小学校管理費	小学校運営管理業務経費	学校用務業務委託料【増額】 (H21:1,681→H22:26,857) 小学校用務業務委託を1校から6校へ増やします。 委託済み:支笏湖小 新規委託:千歳小、千歳第二小、北陽小、駒里小中、東小		25,176

新規	科目 (目名)	事業名	予算の内容		
			概	要(☆は「公約」)	
				前年度増減額	
○	小学校管理費	小学校共同受信区域アンテナ設置助成事業費	共同受信区域アンテナ設置助成事業補助金【新規】 泉沢小による電波障害を受けている共同受信区域内の受信者に対し、地上デジタル放送対応アンテナの設置費の一部を助成します。		630
○	中学校管理費	中学校共同受信区域アンテナ設置助成事業費	共同受信区域アンテナ設置助成事業補助金【新規】 向陽台中、北斗中による電波障害を受けている共同受信区域内の受信者に対し、地上デジタル放送対応アンテナの設置費の一部を助成します。		945
	小学校管理費	小学校配当経費	☆『重点施策』図書の充実 (H21:20,589→H22:20,589) 「新学校図書館図書整備5か年計画」による学校図書の整備にあたり、図書の購入、市立図書館蔵書の受入れを行い、学校図書の充実を図り、平成23年度までに、市内全小中学校において文部科学省が定めた図書標準を達成します。		△ 1,000
	中学校管理費	中学校配当経費	小学校図書教材 11,223千円 中学校図書教材 9,366千円 		1,000
	社会教育振興費	社会教育委員配置事業費	社会教育長期計画策定経費 (H21:573→H22:1,264) 平成23年度以降の社会教育行政の指針となる「千歳市第4期社会教育長期計画」を策定し、計画書及び概要版を作成します。		691
	青少年対策費	青少年健全育成事業費	千歳青少年教育財団補助金【増額】 (H21:158,784→H22:164,883) 入館料収入の減少及び職員の新規採用により増額しています。		6,099
	青少年対策費	『重点施策』放課後子ども教室推進事業費	☆放課後子ども教室安全管理員の増【増額】 (H21:600→H22:1,080) 参加児童増加に対応する安全確保のため、安全管理員を4人から12人に増やします。		480
	文化振興費	埋蔵文化財センター管理業務経費	埋蔵文化財センター管理業務経費【増額分】 (H21:3,667→H22:7,868) 平成22年4月旧長都小中学校に移転する「埋蔵文化財センター」と旧埋蔵文化財センターである「上長都収蔵施設」の管理に係る経費を増額します。		4,201
○	文化振興費	埋蔵文化財公開活用事業費	埋蔵文化財公開活用事業費【新規】 地域の歴史に対する理解を深めることを目的とし、小学生を対象とした石器づくりや火おこしなどの体験学習会の開催、市民を対象とした公開講座や展示会の開催、地域の埋蔵文化財に関する冊子の作成などを実施します。		2,012
	体育振興費	スポーツ普及推進事業費	千歳市体育協会補助金【増額】 (H21:49,588→H22:53,181) 職員の新規採用及び千歳JAL国際マラソンが30周年を迎えることにより増額しています。		3,593

新規	科目 (目名)	事業名	予算の内容	
			概	要(☆は「公約」)
○	体育振興費	スポーツ施設 管理業務経費	市民スキー場ロープ塔整備補助金【新規】 市民スキー場ロープ塔の改修が必要なため、改修費用の1/2 を事業者に補助します。	1,470
	体育振興費	温水プール施 設管理経費	設備機器等整備業務委託料【増額】(H21:1,575→H22:5,229) 千歳市温水プールの水質管理のため、ろ過に要する部材の更 新や、機器の整備を計画的に行います。	3,654
	病院事業繰 出金	病院事業繰出 金	病院事業繰出金【増額】(H21:968,833→H22:985,625) 支笏湖診療所運営費、児童手当・子ども手当の増に伴い、 増加します。	16,792
	水道事業繰 出金	水道事業繰出 金	水道事業繰出金【増額】(H21:45,711→H22:46,545) 児童手当・子ども手当の増に伴い、増加しています。	834
	下水道事業 繰出金	下水道事業繰 出金	下水道事業繰出金【減額】(H21:1,020,510→H22:997,191) 起債元金、退職手当の減に伴い、減少しています。	△ 23,319
	土地開発公 社貸付金	土地開発公社 貸付金	土地開発公社貸付金【減額】(H21:9,287,922→H22:7,934,926) 土地開発公社が先行取得した用地の簿価・買戻価格の抑制 を図るため、市が公社に無利子貸付を行い、プロパー用地 分については低利貸付を行います。 先行取得用地分：1,322,926(△1,015,596) プロパー用地分：6,612,000(△337,400)	△ 1,352,996



【施設改修関係】

○	保育所費	学童クラブ事 業費	北陽学童クラブ移設に伴う改修費【新規】 現在おさつタウンセンター内に開所している北陽学童クラブ が、ほくよう児童館へ移設され、おさつタウンセンターの使用 が終了するため、物件の明渡しに伴い、学童クラブで使用 していた部分を原状復旧します。	2,195
○	青少年対策 費	青少年会館施 設管理経費	青少年会館トイレ改修経費【新規】 青少年が利用しやすい施設とするため、和式トイレを男女各 1台、洋式トイレに改修します。	504
○	体育振興費	スポーツ振興 備品・施設等 整備事業費	青葉陸上競技場改修経費【新規】 第3種公認競技場としての水準を維持するため、グラウンド 舗装等の改修を行います。	4,315
○	体育振興費	スポーツ振興 備品・施設等 整備事業費	アーチェリー場改修経費【新規】 危険防止用フェンスを延長するとともに、老朽化している的 を更新します。	2,075

新規	科目 (目名)	事業名	予算の内容		前年度増減額
			概	要(☆は「公約」)	

【歳入】

○	民生費補助金	家庭保育室運営費補助金	家庭保育事業補助金【新規】 千歳市内にある定員5名以下の家庭保育室との連携を図る費用に対する国からの補助金です。	4,108
○	衛生費交付金	低体重児出生受胎及び未熟児訪問指導事務交付金	低体重児出生受胎及び未熟児訪問指導事務交付金【新規】 平成22年度から新たに北海道から権限委譲を受けることに伴う事務交付金です。 妊娠期から乳幼児期まで一貫した保健指導が可能となり、未熟児に対する迅速な訪問が可能となります。	228
○	雑入	指定ごみ袋用外袋広告料収入	指定ごみ袋用外袋広告料収入【新規】 市が指定する家庭ごみ用のごみ袋の外袋に広告を掲載することに対する広告料収入です。	500
○	雑入	市史売払収入	市史売払収入【新規】 平成21年度に刊行した通史編上巻(終戦まで)1,500冊のうち600冊を販売します。(900冊は公共施設・関係機関等へ配布します。)	1,750

【債務負担行為】

	債務負担行為	千歳市土地開発公社の借入金に対する債務保証	千歳市土地開発公社の借入金に対する債務保証 千歳市土地開発公社が資金を市中銀行から借り入れる際の市の債務保証です。 平成22年度債務保証総額 7,935,000千円	—
--	--------	-----------------------	---	---

【特別会計】

	国民健康保険特別会計		国民健康保険給付費の増 (H21:5,637,629→H22:5,791,295) 被保険者の医療費が増加しています。	153,666
	介護保険特別会計		介護保険給付費の減 (H21:2,928,981→H22:2,856,285) 平成21年度のサービス利用実績に基づき減少しています。 地域支援事業費の減 (H21:86,286→H22:82,249) 予防事業の見直しにより減少しています。	△ 76,733
	後期高齢者医療特別会計		後期高齢者医療広域連合納付金の増 (H21:620,333→H22:697,438) 平成22年度に予定している保険料率等の改定により増加しています。	77,105

投資的経費一覧表

款	目	事業名	新規 ○	事業費	財 源 内		
					国道支出金	地方債	その他
総務費				576,888	10,313	15,900	8,846
一般管理費		本庁舎中央監視装置整備事業費 [リース料]		3,552			
財産管理費		泉沢向陽台住宅用地購入事業費		156,315			
		旧医師住宅用地等購入事業費		3,099			
		本庁舎周辺再整備事業費		8,893			
		第4工業団地用地購入事業費	○	43,686			
広聴費		千歳市民憲章制定30周年記念 市民憲章板整備事業費		3,350			
空港費		新千歳空港24時間運用に係る 機器更新事業費		6,844			
公害対策費		公害測定機器整備事業費		11,058			諸収入 8,846
コミュニティセンター費		コミュニティ施設防音機能復旧 事業費		30,700	7,964	15,900	
		コミュニティセンター施設整備 事業費		138,283			
		(仮称)花園地区コミュニティ センター整備事業費		16,000			
共同受信施設設置 事業費		基地周辺共同受信施設設置事業 費		40,077			
		新星・蘭越地区共同受信施設地 上デジタル改修事業費	○	27,361			
情報推進費		総合行政システム導入事業費		6,275			
		総合行政システム導入事業費 [リース料]		39,693			
		イントラネット整備事業費[リー ス料]		14,955			

訳	事業内容
一般財源	
541,829	
3,552	(事業期間：H14、債務負担行為期間：H15～H24) 本庁舎中央監視装置リース
156,315	(事業期間：H6、用地取得 326,537㎡、1,282,448千円、債務負担行為期間：H19～H26) [財政調整基金：156,315千円(一般財源)充当] 泉沢向陽台住宅用地購入(文京地区)土地開発公社未払金
3,099	(事業期間：H16、10年年賦7年次分(H16～H25)) 用地購入 A=1,360㎡、建物・構築物取得
8,893	(事業期間：H14、10年年賦9年次分(H14～H23)) 市立総合病院跡地 用地購入 A=4,597㎡、建物・構築物等取得
43,686	(事業期間：H3、用地取得 72,630㎡、927,999千円、債務負担行為期間：H18～H37) [財政調整基金：43,686千円(一般財源)充当] 第4工業団地用地購入 土地開発公社未払金
3,350	(事業期間：H21～H22) (千歳飛行場関連再編関連特別事業：[再編交付金：3,000千円(一般財源)充当]) 市民憲章板 3基
6,844	(事業期間：H18～H26、債務負担行為期間：H19～H26) 新千歳空港周辺環境整備財団補助金(住宅防音用空気調整設備更新)
2,212	航空機騒音データ受信・表示・編集用パソコン 1台(親局) 航空機騒音データ出力用プリンター 1台(親局) 航空機騒音常時測定装置 2台(住吉局、寿局) 航空機騒音識別装置 2台(住吉局、寿局) 航空機騒音処理プログラム 2台(住吉局、寿局) マイク取付けポール 2本(住吉局、寿局) テレメータシステム通信機器 3台(親局、住吉局、寿局) 無停電装置 3台(親局、住吉局、寿局)
6,836	(事業期間：H21～H22) 温度保持設備更新 更新工事 北桜コミュニティセンター
138,283	(千歳飛行場関連再編関連特別事業：[再編交付金：130,000千円(一般財源)充当]) 耐震・リニューアル工事 北新コミュニティセンター、北信濃コミュニティセンター
16,000	(事業期間：H21～H24) 実施設計(建築設計・外構設計)、用地確定測量等
40,077	修繕費 定期点検 電線共同溝ケーブル埋設(国道36号錦町地区40戸)
27,361	地上デジタル放送設備改修工事(新星・蘭越地区共同受信施設97戸)
6,275	(事業期間：H22、債務負担行為期間：H23～H27) 総合行政システム更新 (財務会計システム・土木設計積算システム・介護保険システム端末等機器)
39,693	(事業期間：H15～H22、債務負担行為期間：H16～H30) システム・機器等リース(総合行政システム、財務会計システム、土木設計積算システム等)
14,955	(事業期間：H17～H22、債務負担行為期間：H18～H27) イントラネット用パソコンリース

款	目	事業名	新規 ○	事業費	財 源 内		
					国道支出金	地方債	その他
		北海道電子自治体プラットフォーム事業費		4,557			
	戸籍住民基本台帳費	戸籍電算化事業費	○	19,841			
	選挙管理委員会費	投票人名簿システム整備事業費		2,349	2,349		
民生費				148,451	27,284	9,300	
	社会福祉総務費	町内会館整備事業費		43,615			
		ウタリ住宅改良資金等貸付事業費		12,440	3,110	9,300	
		町内会等備品整備事業費		54,800			
	障害福祉費	障害者住宅改修費助成事業費		500			
	共同利用施設費	共同利用施設防音機能復旧事業費		1,000	110		
	保育所費	民間保育所増改築支援事業費	○	36,096	24,064		
衛生費				1,354,170	597,166	632,800	
	保健衛生総務費	水源開発事業費		57,095		57,000	
	廃棄物処理施設管理費	廃棄物処理施設改良事業費		58,380		43,700	
	廃棄物処理施設整備事業費	破碎処理施設整備事業費		1,184,200	591,266	532,100	
		焼却処理施設煙突整備事業費		45,000			
		第3埋立処分地植樹・飛散防止ネット設置事業費	○	3,045			
		環境センター省エネルギー化推進事業費	○	6,450	5,900		
農林水産業費				9,067			

訳	事業内容
一般財源	
4,557	HARP（北海道電子自治体プラットフォーム）共通基盤・電子申請システム運用
19,841	(事業期間：H22) (千歳飛行場関連再編関連特別事業：[再編交付金：14,500千円（一般財源）充当]) ハードウェア整備等
	(事業期間：H21～H22、債務負担行為期間：H22) 名簿管理・期日前投票システム改修（国民投票対応）
111,867	
43,615	(千歳飛行場関連再編関連特別事業：[再編交付金：39,043千円（一般財源）充当]) 改築 3館（北栄東町内会、新富西町内会、朝日町東町内会） (単独事業費) 増築 1館（おさつ団地町内会）
30	住宅新築：1件、住宅改修：1件
54,800	(事業期間：H21～H28) (千歳飛行場関連再編関連特別事業：[再編交付金：52,881千円（一般財源）充当]) 町内会備品整備事業補助金 68町内会分
500	住宅改修：5件
890	(事業期間：H22～H23) 温度保持設備更新 実施設計 東雲会館
12,032	(事業期間：H22) 民間保育所増改築補助金（定員増30人）
124,204	
95	石狩東部広域水道企業団拡張事業建設出資金
14,680	焼却処理場 余熱利用設備修繕、ボイラ点検整備、燃焼設備修繕、築炉整備、排ガス処理設備整備、ガス冷却設備整備、灰出し設備整備、電気計装・自動制御設備修繕
60,834	(事業期間：H18～H23) 監理委託、プラント工事、建築工事等
45,000	(事業期間：H21～H22) (千歳飛行場関連再編関連特別事業：[再編交付金：40,000千円（一般財源）充当]) 改修工事
3,045	(事業期間：H22) (千歳飛行場関連再編関連特別事業：[再編交付金：2,500千円（一般財源）充当]) 飛散防止ネット等設置
550	(事業期間：H22～H23) 環境センター事務室LED灯設置、太陽光発電設備整備
9,067	

款	目	事業名	新規 ○	事業費	財 源 内		
					国道支出金	地方債	その他
牧場管理費		牧場（機械等）整備事業費		3,756			
		市営牧場ふん尿処理施設整備事業費		5,311			
商工費				4,786			
観光費		支笏湖温泉開発事業費		1,300			
		道の駅案内表示板設置事業費	○	3,486			
土木費				2,565,139	344,125	845,600	57,000
道路橋梁総務費		道路用地確定・用地取得事業費		26,180			
		街路灯整備事業費		6,000			
		街路灯設置工事費交付事業費		2,850			
道路橋梁維持費		除雪車両等購入事業費		77,896	15,900	6,300	
		防雪柵整備事業費	○	3,800		3,000	
道路橋梁整備事業費		市道整備事業費		308,900		51,700	
		南2号道路（鉄北通）整備事業費		74,200		31,300	
		東8線道路整備事業費		35,200		22,800	
		千歳駅周辺交通バリアフリー地区整備事業費		5,000			

訳	事業内容
一般財源	
3,756	(事業期間：H15、債務負担行為期間：H16～H23) トラクター（1台）リース (事業期間：H17、債務負担行為期間：H18～H22) バキュームカー（1台）リース (事業期間：H19、債務負担行為期間：H19～H24) トラクター（1台）リース (事業期間：H21、債務負担行為期間：H22～H26) フォレンジハーベスタ（1台）リース (事業期間：H22、債務負担行為期間：H23～H27) ディスクハロー（1台）リース
5,311	(事業期間：H16、債務負担行為期間：H17～H28) 堆肥舎屋根、尿貯留槽施設設備リース
4,786	
1,300	(事業期間：H22～H24) 基本計画策定
3,486	(事業期間：H22) [社会資本整備総合交付金：1,917千円（一般財源）充当] 道の駅案内表示板 4基
1,318,414	
26,180	用地購入 A=295㎡、用地確定測量等 旭ヶ丘地区地図整備（旭ヶ丘4丁目7.35ha）
6,000	街路灯設置補助（183灯）
2,850	(事業期間：H21～H28) (千歳飛行場関連再編関連特別事業：[再編交付金：2,850千円（一般財源）充当]) 街路灯設置補助（95灯）
55,696	(事業期間：H22) (特定防衛施設周辺整備事業費：[特定防衛施設周辺整備調整交付金：45,700千円（一般財源）充当]) 除雪グレーダー3.7m級 更新1台 除雪ドーザー13t級 新規2台
800	(事業期間：H22) 防雪柵設置 協和地区 L=31.5m
257,200	市道整備事業費 改良舗装：L=2,715m W=6.0～9.0m (特定防衛施設周辺整備事業費：[特定防衛施設周辺整備調整交付金：191,000千円（一般財源）充当]) 改良舗装：L=1,925m W=6.0～8.0m、測量調査設計 (千歳飛行場関連再編関連特別事業：[再編交付金：40,000千円（一般財源）充当]) 改良舗装 L=410m W=7.3～8.0m (単独事業費) 改良舗装：L=380m W=8.0～9.0m、測量調査設計、支障物件移転補償
42,900	(事業期間：H19～H23) [社会資本整備総合交付金：39,480千円（一般財源）充当] 改良舗装 L=330m
12,400	(事業期間：H20～H22) [社会資本整備総合交付金：9,000千円（一般財源）充当] 歩道設置等 L=207m
5,000	(事業期間：H20～H27) (特定防衛施設周辺整備事業費：[特定防衛施設周辺整備調整交付金：4,500千円（一般財源）充当]) 実施設計（仲の橋通） L=400m

款	目	事業名	新規 ○	事業費	財 源 内		
					国道支出金	地方債	その他
		道路舗装補修事業費		21,800			
		道路維持整備事業費		40,000			
		街路灯維持整備事業費		5,160			
	施設区域周辺整備 事業費	C経路整備事業費		104,800	101,236		
		C経路まちづくり事業費		202,300	149,876	37,400	
		C経路緑地整備事業費		96,500			
		みどり台緑化重点地区整備事業 費		189,300	64,970	111,300	
	公園緑地費	市内公園整備事業費		36,000			
		公園トイレ整備事業費		6,500			
		公園遊具更新等事業費		5,000			
		公園施設更新・バリアフリー化 事業費		60,000			
		グリーンベルト活性化事業費		67,400			繰入金 3,000
		電線類地中化事業費		8,580			
	街路事業費	29号通整備事業費		46,400		9,500	諸収入 18,000
		ひばりヶ丘通整備事業費		44,200		7,200	諸収入 36,000
		北新通整備事業費		77,330		26,600	

訳	事業内容
一般財源	
21,800	道路舗装補修事業費 幹線道路補修 L=1,100m 生活道路補修 L=500m
40,000	区画線設置、歩道等段差修繕、生活道路補修、生活道路内施設修繕（マンホール、路盤改良、雨水柵改良等）、交差点改良等
5,160	街路灯更新：9基 街路灯塗装補修：75基
3,564	(事業期間：H21～H23) 南28号道路舗装工事 (H21～H22) 舗装L=850m W=11.0m (H22～H23) 舗装L=1,100m W=11.0m
15,024	(事業期間：H17～H22) Cゾーン管理棟建築、Cゾーン広場工事、誘導路
96,500	(事業期間：H17～H25) (特定防衛施設周辺整備事業費：[特定防衛施設周辺整備調整交付金：89,500千円（一般財源）充当]) 緑地帯整備 (おさつ駅みどり台土地区画整理事業区域内) 用地購入 A=5,294.67㎡ (北陽高校前土地区画整理事業区域内)
13,030	(事業期間：H20～H30) 用地購入（ゴセン川緑地、27,325.38㎡） 街区公園実施設計（みどり台3号、4号公園 北信濃2号公園、あずさ4号公園）
36,000	(特定防衛施設周辺整備事業費：[特定防衛施設周辺整備調整交付金：32,500千円（一般財源）充当]) 勇舞3号公園実施設計・施設整備：A=0.28ha 遊具施設等設置 2か所
6,500	(特定防衛施設周辺整備事業費：[特定防衛施設周辺整備調整交付金：5,800千円（一般財源）充当]) トイレ設置 1基（春日2号公園）
5,000	老朽遊具更新等
60,000	(事業期間：H20～H28) (千歳飛行場関連再編関連特別事業：[再編交付金：54,000千円（一般財源）充当]) 春日公園整備、末広中公園整備、真町公園整備
64,400	(事業期間：H20～H27) (千歳飛行場関連再編関連特別事業：[再編交付金：59,000千円（一般財源）充当]) 実施設計（芝生広場、ポエム広場、メロディー広場）、広場整備（緑の広場、わんぱく広場）
8,580	(事業期間：H13～H27) 実施区間：国道36号 L=680m 宅地内 40件 地中化共同溝建設負担金（共同受信施設 L=228m×2条、L=112m×3条） 引込設備新設 1か所
18,900	(事業期間：H20～H23) [社会資本整備総合交付金：15,000千円（一般財源）充当] 改良舗装 L=160m
1,000	(事業期間：H20～H22) 舗装 L=393m
50,730	(事業期間：H20～H22) [社会資本整備総合交付金：42,000千円（一般財源）充当] 用地購入 A=437㎡ 改良舗装 L=288m 立木補償、石標埋設

款	目	事業名	新規 ○	事業費	財 源 内		
					国道支出金	地方債	その他
公営住宅整備事業費		公営住宅建替事業費（みどり団地）		818,900		439,700	
		公営住宅建替事業費（いずみ団地）		181,600		98,800	
	市営住宅費	市営住宅防音機能復旧事業費		13,343	12,143		
消防費				394,294	141,975	169,700	5
消防施設費		耐震性貯水槽整備事業費		10,584		2,700	
		消火栓更新事業費		5,639			繰入金 5
		高機能消防指令センター更新事業費		370,149	141,975	159,900	
		消防救急デジタル無線整備事業費		7,922		7,100	
教育費				484,091	5,641	117,600	55,680
教育財産管理費		教職員住宅購入事業費[割賦金]		8,323			
小学校営繕費		小学校営繕事業費		7,208			
		小学校防音機能復旧事業費		2,500	2,142		
		小学校大規模改修事業費		17,700			
		小学校耐震化改修事業費		114,620		40,800	
		小学校防火戸改修事業費	○	8,745			
中学校営繕費		中学校営繕事業費		9,800			
		中学校耐震化改修事業費		221,820		76,800	

訳	事業内容
一般財源	
379,200	(事業期間：H18～H26) [社会資本整備総合交付金：363,538千円(一般財源)充当] 1号棟建設 60戸(H21～H22) 鉄筋コンクリート造 地上5階建 集会所建設、駐車場整備、移転助成 2号棟実施設計
82,800	(事業期間：H18～H23) [社会資本整備総合交付金：80,843千円(一般財源)充当] 3号棟建設 35戸(H22～H23) 鉄筋コンクリート造 地上5階建 既存住棟解体(建替予定地)
1,200	(事業期間：H17～H22) 空調換気扇更新 祝梅(弥生)団地 40戸
82,614	
7,884	(事業期間：H22) [石油貯蔵施設立地対策等交付金：7,500千円(一般財源)充当] 新設 1か所 60t(タヌキ公園)
5,634	[石油貯蔵施設立地対策等交付金：4,675千円(一般財源)充当] 更新 10か所(単口8基 双口2基)
68,274	(事業期間：H21～H22) 高機能消防指令センター更新、消防庁舎改修
822	(事業期間：H21～H25) 実施設計費負担金
305,170	
8,323	(事業期間：S61～H13、債務負担行為期間：S61～H23)
7,208	校舎等営繕
358	(事業期間：H22～H23) 温度保持設備更新 実施設計 高台小(校舎)
17,700	北陽小学校 校舎内部改修
73,820	[安全・安心な学校づくり交付金：54,500千円(一般財源)充当] 耐震補強工事(末広小) 耐震補強設計(北栄小)
8,745	高台小学校 防火戸改修(実施設計、改修工事)
9,800	校舎等営繕
145,020	[安全・安心な学校づくり交付金：119,927千円(一般財源)充当] 耐震補強工事(千歳中)

款	目	事業名	新規 ○	事業費	財 源 内		
					国道支出金	地方債	その他
		中学校防音機能復旧事業費		2,400	2,079		
		中学校防火戸改修事業費	○	1,152			
中学校建設事業費		(仮称) 勇舞中学校建設事業費		34,100	1,420		繰入金 32,680
		富丘中学校仮設校舎整備事業費 [リース料]		19,052			
文化振興費		埋蔵文化財発掘調査事業費 (清流地区)		23,000			諸収入 23,000
市民文化センター費		市民文化センター音響・照明設備等整備事業費[リース料]		3,326			
		市民文化センター手すり設置事業費	○	5,430			
給食センター費		給食センター厨房設備整備事業費[リース料]		4,915			
合 計				5,536,886	1,126,504	1,790,900	121,531

訳	事業内容
一般財源	
321	(事業期間：H22～H23) 温度保持設備更新 実施設計 青葉中学校（校舎）
1, 152	青葉中学校 防火戸改修（実施設計、改修工事）
	(事業期間：H20～H24) 実施設計、土木設計（グラウンド・外構）
19, 052	(事業期間：H19、債務負担行為期間：H20～H24) 仮設校舎（鉄骨造）リース A=821.98㎡
	(事業期間：H22) 発掘調査（整理作業、報告書作成）
3, 326	(事業期間：H14、債務負担行為期間：H15～H24) 中央監視装置リース
5, 430	(事業期間：H22) (千歳飛行場関連再編関連特別事業：[再編交付金：4,600千円（一般財源）充当]) 大・中ホール手すり設置
4, 915	(事業期間：H16、債務負担行為期間：H17～H23) 蒸気ボイラー設備リース (事業期間：H18、債務負担行為期間：H19～H27) 厨房設備リース（自動フライヤー・自動ロースター） (事業期間：H19、債務負担行為期間：H20～H25) 厨房設備リース（マイコンスライサー・移動受シンク）
2, 497, 951	

平成22年度の再編交付金の概要

Q1. 再編交付金とは

現在、アメリカは、世界各地にある基地の再編を進めています。国は、この再編が日本の平和や安全の維持のために重要であると考え、抑止力を維持しながら、米軍基地が集中する沖縄県の負担を軽減することを目指して、国内にある米軍基地や訓練機能の移転を進めています。

平成19年8月には、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」が施行され、在日米軍の再編で基地や訓練の移転を受け入れた地方自治体(現在40自治体)に対し、その負担に応じた「再編交付金」が国から交付されることとなりました。なお、千歳基地における訓練移転は、平成20年2月、12月、平成21年4月の3回にわたり行われ、それぞれタイプ I 訓練が実施されています。

(※タイプ I 訓練とは、1回につき1~5機の米軍機が1~7日間参加する訓練です。)

Q2. 再編交付金の基本的な考え方

国は、平成19年10月に千歳飛行場を「再編交付金関連特定防衛施設」に指定し、平成19年度から市に再編交付金を交付しています。市には、平成28年度までの10年間で約35億円が交付される予定で、国が示す条件の範囲内で使い道を定めることができます。この交付金を活用した事業については、騒音の「うるささ指数」(WECPNL)の値が75W以上の「騒音地区」に配慮しながら実施していきます。

(※Wとは、うるささ指数と呼ばれ、騒音レベルのdBを昼間、夕方、夜間の飛行機数などで補正した値です。)

再編交付金の状況(単位:千円)

平成19年度実績	44,646
平成20年度実績	446,380
平成21年度実績	446,380
平成22年度予算	446,000



Q3. 再編交付金の活用

平成22年度の再編交付金の交付額は、平成21年度とほぼ同額の約446,000千円を見込んでおり、事業の選定に当たっては、戦闘機の航路下63町内会で組織する「千歳飛行場騒音地区整備協議会」などの意向に配慮するとともに、6つの重点施策、マニフェスト、新長期総合計画、更には各種団体から寄せられた要望などから選定することとしています。

市ではこれらの事業について、騒音地区に限定して実施するものも一部想定していますが、騒音の影響が75W未満の地区にも及ぶことや、在日米軍再編に伴う訓練移転問題が市全体の大きな課題であったことを考慮し、選定に際しては全市的な対応を取ることが適当と判断しています。

平成22年度の事業としては、騒音地区では公園施設の更新や市道整備などを、全市的な事業では町内会活動への補助事業として町内会等備品整備事業や町内会館整備事業を実施するほか、コミュニティセンター等の改修や市民憲章板の整備などを計画しています。

具体的な事業内容については、次のとおりです。

平成22年度予算

事業名	科目	事業費	対象事業費	交付金充当額	一般財源等
AED（自動体外式除細動器）整備事業費	各科目	3,413	3,413	3,000	413
千歳市民憲章制定30周年記念市民憲章板整備事業費	広聴費	3,350	3,350	3,000	350
コミュニティセンター施設整備事業費	コミュニティセンター費	138,283	138,283	130,000	8,283
戸籍電算化事業費	戸籍住民基本台帳費	19,841	15,963	14,500	5,341
町内会館整備事業費	社会福祉総務費	43,615	39,043	39,043	4,572
町内会等備品整備事業費	社会福祉総務費	54,800	54,800	52,881	1,919
焼却処理施設煙突整備事業費	廃棄物処理施設整備事業費	45,000	45,000	40,000	5,000
第3埋立処分地飛散防止ネット・植樹設置事業費	廃棄物処理施設整備事業費	3,045	3,045	2,500	545
街路灯設置工事費交付事業費	道路橋梁総務費	2,850	2,850	2,850	0
市道整備事業費（再編交付金対象分）	道路橋梁整備事業費	44,100	44,100	40,000	4,100
公園施設更新・バリアフリー化事業費	公園緑地費	60,000	60,000	54,000	6,000
グリーンベルト活性化事業費	公園緑地費	67,400	67,400	59,000	8,400
自主防災組織育成事業費	災害対策費	922	922	626	296
市民文化センター手すり設置事業費	市民文化センター費	5,430	5,430	4,600	830
計		492,049	483,599	446,000	46,049

経 済 ・ 雇 用

平成21年度補正予算・平成22年度

◎平成21年度補正予算で前倒して実施する公共事業 事業費 293,417千円

(単位：千円)

NO.	新規	科 目 (目名)	事業名	予 算 の 内 容	
				概 要	予算額
1		児童館費	ほくよう児童館整備事業費	ほくよう児童館整備事業費 平成22年4月に開設するほくよう児童館の外構工事を実施します。	17,330
2	○	葬斎場費	葬斎場外壁改修等事業費	葬斎場外壁改修等事業費 利用者の安全を確保するために外壁改修を実施し、また葬斎場が道路から奥まっていることから案内標識を設置します。	5,439
3	○	観光費	支笏湖温泉ポンプ電源ケーブル修繕経費	支笏湖温泉ポンプ電源ケーブル修繕事業費 温泉を汲み上げているポンプの電源ケーブルを更新します。	2,520
4	○	道路橋梁維持費	千歳駅連絡通路エスカレーター等修繕事業費	千歳駅連絡通路エスカレーター等修繕事業費 千歳駅連絡通路に設置しているエスカレーターの修繕を実施します。	3,906
5		道路橋梁整備事業費	道路舗装補修事業費	幹線道路・生活道路補修 真町泉沢大通ほか2路線の道路舗装補修工事を実施します。	18,200
6	○	道路橋梁整備事業費	日の出橋補修事業費	日の出橋補修事業費 経年劣化した日の出橋の補修を行い、利用者の安全・安心を確保します。	2,583
7		公園緑地費	公園施設等整備事業費	公園施設等整備事業費 ハヤブサ公園大型遊具改修、青葉公園トイレバリアフリー化、向陽台公園法面修復などの整備を行います。	10,000
8	○	消防施設費	消防用水改修事業費	消防用水改修事業費 錦町地区の電線類地中化事業に伴い支障となる消防用水を改修し、中心市街地の消防水利を確保します。	12,720
9		小中学校営繕費	小学校営繕事業費	小学校営繕事業費 桜木小学校の煙突・給水管の改修を実施します。	12,792
10		小中学校営繕費	小中学校大規模改修事業費	小中学校大規模改修事業費 末広小学校、千歳中学校の大規模改修を実施します。	142,973
11		市民文化センター費	市民文化センター設備改修事業費	市民文化センター設備改修事業費 市民文化センターの空調設備、配管等の改修を実施します。	10,625
12	○	給食センター費	給食センター設備改修事業費	給食センター設備改修事業費 給食センターの消毒保管庫蒸気管改修、手洗いシンク増設などを実施します。	5,229
13		小学校営繕費	小学校防音機能復旧事業費	小学校防音機能復旧事業費 日の出小学校の温度保持器を更新します。	49,100

等 対 策 の 概 要

当初予算 総額 2, 428, 348千円

◎平成22年度予算で措置する事業 事業費 2, 134, 931千円 (増額分)

(単位：千円)

NO.	新規	科目 (目名)	事業名	予算の内容	
				概要	予算額
【雇用対策】				・新規雇用創出効果 延べ7, 057人日 ・新卒者対象臨時的任用職員採用枠 10人	116, 718
○緊急雇用創出推進事業 新規雇用創出効果 延べ4, 401人日					62, 636
1		○ 労働諸費	ちとせっこセンター施設環境整備事業費	○新規雇用創出効果：延べ264人日 花壇整備や施設内の飾り付けなどの環境整備のほか、玩具の消毒や清掃などの衛生管理の充実を図ります。	1, 901
2			耕地防風林整備事業費	○新規雇用創出効果：延べ208人日 防風林の不用木伐採及び下草刈りをを行います。	5, 206
3			道の駅利用促進事業費	○新規雇用創出効果：延べ450人日 道の駅「サーモンパーク千歳」に雪で造った大小数基の滑り台等を造成し、外国人観光客をはじめ地域住民に広く開放します。	6, 865
4			歴史資料電子化事業費	○新規雇用創出効果：延べ545人日 歴史資料, 広報用記録写真等をデジタル化して保存します。	8, 394
5			調整池伐木等整備事業費	○新規雇用創出効果：延べ192人日 泉沢工業団地地区における調整池の伐木及び美々地区のインターロッキング舗装の除草を行います。	5, 471
6			学校図書データベース化事業費	○新規雇用創出効果：延べ240人日 市内3校の学校図書館のデータベース化を行います。	4, 135
7			防災学習交流施設環境整備事業費	○新規雇用創出効果：延べ264人日 防災学習交流施設の清掃業務などの環境整備を行います。	1, 961
8			共同住宅専用ごみボックス設置調査事業費	○新規雇用創出効果：延べ135人日 専用ごみボックスの未設置戸数の調査と、ごみ排出の状況などを報告書にまとめ、専用ごみボックス設置等についての啓発を行います。	1, 999
9			バリアフリーマップ作成事業費	○新規雇用創出効果：延べ480人日 市内各種施設のバリアフリーの状況を調査し、マップを作成します。	9, 461
10			仕事と家庭の両立推進調査・分析事業費	○新規雇用創出効果：延べ180人日 市内の民間事業所における「仕事と家庭の両立」支援の取組状況等を把握するための調査を行い、現状と課題等を分析します。	3, 941
11			自転車盗難防止事業費	○新規雇用創出効果：延べ360人日 駅周辺での自転車利用者への指導、駐輪マナーの啓蒙・啓発及び盗難防止のための監視を行います。	3, 209
12			泉沢緑地防火帯維持管理事業費	○新規雇用創出効果：延べ138人日 泉沢向陽台住宅地の防火帯における伐木及び下草刈りをを行います。	3, 526
13			公有財産台帳電子化事業費	○新規雇用創出効果：延べ231人日 公有財産を電子データとして管理できるよう、台帳情報をパソコン入力します。	1, 605

NO.	新規	科目 (目名)	事業名	予算の内容	
				概要	予算額
14	○ 労働諸費		農業用施設固定資産台帳整備事業費	○新規雇用創出効果：延べ126人日 現在所有する施設情報を電子データとして管理し、所管するすべての建物・工作物等の固定資産台帳を整備します。	877
15			道路台帳電子化事業費	○新規雇用創出効果：延べ126人日 道路台帳における更正内容を随時入力し、適正な情報の管理を図ります。	875
16			財務会計システム登録更新等事業費	○新規雇用創出効果：延べ210人日 財務会計システムの更新に伴う既存データの移行登録などを行います。	1,459
17			市町村消防広域化事業費	○新規雇用創出効果：延べ252人日 千歳市、恵庭市及び北広島市の3市による消防広域化を目指すため、3市の合意形成に係る業務などを行います。	1,751
○ふるさと雇用再生特別対策推進事業 新規雇用創出効果 延べ2,656人日					38,722
18	○ 労働諸費		千歳市障害者就労支援事業費	○新規雇用創出効果：延べ480人日 障がい者就労支援推進員を配置し、市内及び近郊の企業等における障がい者雇用の実態を調査し、把握するとともに、就労や職場定着に関する支援を行います。	9,915
19			公共交通活性化対策推進事業費	○新規雇用創出効果：延べ1,200人日 市全体のバスサービスの向上を図るため、交通情報の作成・提供、問い合わせへの対応や駅前バス乗り場での案内・介助等を、モビリティセンターを中心に総合的に展開しながら、市民団体やNPOによる自主的運営を目指してバス事業者や関係機関と連携し、利用促進の普及啓発を行います。	16,280
20			教育と福祉の連携事業費	○新規雇用創出効果：延べ976人日 学校現場において福祉分野の知識を有する介助員を配置し、教育と福祉の連携を図ります。	12,527
○新卒者雇用特別対策推進事業					15,360
21	○ 各科目		新卒者雇用特別対策	臨時的任用職員の採用 景気の悪化を受けた企業の求人減少に伴い就職内定率が低迷している情勢を踏まえ、新卒者を対象に、事務補助員の職種で10名の採用枠を確保します。	15,360
【地域経済活性化対策】					523,788
22		各科目	工事請負費の事業量確保	工事請負費の事業量確保（増額分） 現下の景気状況を踏まえ、一定量の工事請負費の確保を図ります。 平成22年度工事請負費総額 68億6,339万6千円（5億2,248万8千円の増） 一般会計分 42億8,338万1千円（2億2,893万7千円の増） 企業会計分 25億8,001万5千円（2億9,355万1千円の増）	522,488
23	○ 観光費		支笏湖温泉開発事業費	支笏湖温泉開発事業費 当市の重要な観光資源である支笏湖温泉の新規泉源掘削に向けた基本計画を策定します。	1,300

NO.	新規	科目 (目名)	事業名	予算の内容	
				概要	予算額
【子育て支援・社会保障対策等】					1,494,425
24	○	社会福祉総務費	離職者住宅手当緊急特別措置事業費	離職者住宅手当緊急特別措置事業費 住宅を喪失している離職者に対して住宅手当を支給し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。	2,380
25		児童福祉総務費	児童扶養手当給付事業費	児童扶養手当給付費（拡大分） これまで給付対象であった母子家庭の母に加えて、父子家庭の父も給付対象として拡大実施します。	8,971
26	○	児童福祉総務費	子ども手当給付事業費	子ども手当給付費 次世代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額1万3,000円（年額15万6,000円）を支給します。 ・所得制限は設けない。 ・支給月は6月・10月・2月の年3回	1,153,230
27		保育所費	障害児保育事業費	私立認可保育所障害児保育事業補助金 私立認可保育所が実施する障害児保育に対する補助金を増額し、3歳以上の障がいのある子どもの受入れ態勢を充実します。	4,849
28	○	保育所費	私立認可外保育所補助事業費	私立認可外保育所補助金 認可保育所の定員などの関係上、入所することができない児童を認可外保育所が受入れた場合、保育費用の一部を補助し、受入れ態勢の充実を図ります。	818
29	○	保育所費	民間保育所増改築支援事業費	安心子ども基金補助金 待機児童の受入枠を確保するため、民間保育所が行う受入定員拡大を目的とした増改築に対して補助することにより定員枠の拡大を図ります。	34,708
30		障害福祉費	自立支援給付事業費	自立支援給付事業費（増額分） 障害者自立支援法に基づく福祉サービス利用者が増加傾向にあることから、扶助費を増額するとともに、居宅介護などの福祉サービスについて、市町村民税非課税の方々に対し、国の制度に基づき自己負担額を無償化します。	135,643
31		生活保護費	生活保護事業費	生活保護事業費（増額分） 健康で文化的な生活を営むために保護が必要な世帯に対し最低限度の生活を保障するとともに、その自立助長を支援します。 母子加算については、平成22年度も支給を継続します。	138,738
32	○	予防費	女性特有のがん検診推進事業費	女性特有のがん検診推進事業費 全国的に受診率の低い女性特有の乳がん・子宮頸がんの早期発見・早期治療に向けて一定の年齢に達した女性に対し、検診の無料クーポンと検診手帳を交付します。	15,088

【平成22年度水道事業会計予算】

収益的収入及び支出

(単位：千円)

	平成22年度 予算額 a	平成21年度 予算額 b	増減 a-b	前年度比 (a-b)/b(%)
収入	1,655,927	1,697,040	△ 41,113	△ 2.4
支出	1,630,885	1,661,881	△ 30,996	△ 1.9
差引	25,042	35,159		

資本的収入及び支出

(単位：千円)

	平成22年度 予算額 a	平成21年度 予算額 b	増減 a-b	前年度比 (a-b)/b(%)
収入	418,688	569,116	△ 150,428	△ 26.4
支出	1,143,401	1,435,340	△ 291,939	△ 20.3
差引	△ 724,713	△ 866,224		

1 有収水量

・上水道	10,935,522m ³	前年度増減	△ 204,005m ³
・簡易水道	69,258m ³	前年度増減	6,415m ³

2 平成22年度水道事業建設改良費の主な内容（事務費を除く。）

(1) 増補改良費 [248,854千円]

・塩化ビニール管等経年管改良工事	173,100千円
・他工事関連配水管改良工事	5,700千円
・電線類地中化事業（国道36号）関連配水管改良工事	16,600千円
・配水管新設工事	24,600千円
・市街地未布設小管網整備	21,000千円
・消火栓更新工事	5,334千円
・水道GISシステムデータ整備	2,520千円

(2) 施設建設費 [395,801千円]

・臨空工業団地配水池電気・機械設備工事	26,100千円
・臨空工業団地配水池場内配管工事	7,000千円
・泉沢幹線配水管布設工事	287,350千円
・蘭越浄水場他1電気設備更新工事 （4・5号ろ過池ろ過水濁度計、原水PH・濁度・色度計更新等）	33,400千円
・蘭越浄水場機械設備更新工事 （3号ろ過池ハーディングレール交換、1号沈澱池排泥ゲート更新）	15,500千円
・蘭越浄水場フェンス改修工事	13,000千円
・蘭越浄水場1・2号配水池仕切弁設置工事	4,410千円
・配水流量計計測機能増設工事	1,691千円
・蘭越浄水場原水凝集沈澱処理方式調査業務	7,350千円

3 予定損益と未処分利益剰余金

(単位：千円)

平成20年度決算未処分利益剰余金	54,709
平成21年度予算予定損益	2,800
平成21年度予算未処分利益剰余金	57,509
平成22年度予算予定損益	2,319
平成22年度予算未処分利益剰余金	59,828



【平成22年度下水道事業会計予算】

収益的収入及び支出

(単位：千円)

	平成22年度 予算額 a	平成21年度 予算額 b	増減 a-b	前年度比 (a-b)/b(%)
収入	2,474,708	2,512,855	△ 38,147	△ 1.5
支出	2,446,486	2,488,714	△ 42,228	△ 1.7
差引	28,222	24,141		

資本的収入及び支出

(単位：千円)

	平成22年度 予算額 a	平成21年度 予算額 b	増減 a-b	前年度比 (a-b)/b(%)
収入	2,186,655	1,755,836	430,819	24.5
支出	3,294,779	2,843,842	450,937	15.9
差引	△ 1,108,124	△ 1,088,006		

1 有収水量

・公共下水道	13,209,034 ^{m³}	前年度増減 △ 460,601 ^{m³}
・支笏湖畔特定環境保全公共下水道	149,036 ^{m³}	前年度増減 △ 15,597 ^{m³}

2 平成22年度下水道事業建設改良費の主な内容（事務費を除く。）

(1) 公共下水道整備費 [2,068,440千円]

《管渠事業》

・場内ポンプ場・雨水滞水池送水管流入管敷設・左岸1号幹線（錦町地区）等管渠敷設	254,040千円
・千歳川横断管マンホール耐震補強工事	340,000千円
・電線類地中化事業(国道36号)関連管渠敷設	45,760千円
・埋蔵文化財発掘調査（清流地区）	23,000千円
・雨水吐きスクリーン設置工事	17,000千円
・公共樹設置工事	13,000千円

《処理場事業》

・場内ポンプ場・雨水滞水池建設工事（土木）	314,300千円
・場内ポンプ場・雨水滞水池建設工事（機械）	328,650千円
・場内ポンプ場・雨水滞水池建設工事（電気）	627,690千円
・場内ポンプ場・雨水滞水池建設工事（建築機械）	15,900千円
・場内ポンプ場・雨水滞水池建設工事（建築電気）	27,200千円
・浄化センター無停電電源装置設置工事	5,040千円
・長寿命化（処理場）基本計画策定業務	17,700千円

《その他事業》

・公共下水道基本計画策定業務	39,160千円
----------------	----------

(2) 特定環境保全公共下水道整備費 [1,000千円]

《管渠事業》

・蘭越地区公共樹設置工事	1,000千円
--------------	---------

(3) 個別排水処理施設整備費 [20,400千円]

・合併処理浄化槽設置工事 12基	20,400千円
------------------	----------

3 予定損益と未処分利益剰余金

(単位：千円)

平成20年度決算未処分利益剰余金	50,189
平成21年度予算予定損益	4,415
平成21年度予算未処分利益剰余金	54,604
平成22年度予算予定損益	9,904
平成22年度予算未処分利益剰余金	64,508



【平成22年度病院事業会計予算】

収益的收入及び支出

(単位：千円)

	平成22年度 予算額 a	平成21年度 予算額 b	増減 a-b	前年度比 (a-b)/b(%)
病院事業収益	5,301,704	5,038,642	263,062	5.2
病院事業費用	5,401,101	5,217,894	183,207	3.5
収支差引	△ 99,397	△ 179,252		

資本的收入及び支出

(単位：千円)

	平成22年度 予算額 a	平成21年度 予算額 b	増減 a-b	前年度比 (a-b)/b(%)
収入	286,168	228,234	57,934	25.4
支出	797,475	621,530	175,945	28.3
差引	△ 511,307	△ 393,296		

1 業務の予定量

(1) 開設日数

・ 本	院	入院	365日
		外来	243日
・ 泉郷診療所		外来	143日
・ 支笏湖診療所		外来	243日



(2) 年間患者数

・ 本	院	入院	56,325人 (対前年比 △2,988人 5.0%減)
		外来	167,166人 (対前年比 △4,704人 2.7%減)
・ 泉郷診療所		外来	3,003人 (対前年比 △192人 6.0%減)
・ 支笏湖診療所		外来	851人 (対前年比 △117人 12.1%減)

(3) 1日当たり患者数

・ 本	院	入院	154.3人	【病床利用率 81.2%】
		外来	687.9人	
・ 泉郷診療所		外来	21.0人	
・ 支笏湖診療所		外来	3.5人	



(4) 建設改良事業

・ 医療機器等整備事業	278,145千円
-------------	-----------

278,145千円

3 予定損益と未処分利益剰余金

(単位：千円)

平成20年度決算未処分利益剰余金	▲ 2,302,682
平成21年度予算予定損益	▲ 179,252
平成21年度予算未処分利益剰余金	▲ 2,481,934
平成22年度予算予定損益	▲ 99,397
平成22年度予算未処分利益剰余金	▲ 2,581,331



財政標準化計画の達成状況

予算編成時における目標額

(単位：千円)

	財政標準化計画 平成22年度目標額	平成22年度 予算案	差引
収支不足額 (財政調整基金繰入金)	400,000	400,000	0
投資的経費(政策的経費) 一般財源	500,000	497,879	△ 2,121
地方債発行額	3,062,789	2,935,100	△ 127,689

※H22年度投資的経費(政策的経費)一般財源から、防衛施設調整交付金369,000千円、再編交付金442,374千円、社会資本整備総合交付金551,778千円、安全・安心な学校づくり交付金174,427千円、石油貯蔵施設立地対策等交付金12,175千円の合計1,549,754千円は除いています。

※H22地方債発行額2,935,100千円：市債のうち臨時財政対策債1,760,000千円のうち、1,000,000千円を超える760,000千円、借換債500,000千円は除いています。

☆財政健全化法 4 指標☆

財政健全化法 4 指標とは、平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に盛り込まれた健全化判断比率のことで、それぞれに基準を設け、その数値が基準を上回った場合、「財政健全化計画」等を策定し、自治体経営を改善し財政破綻を未然に防止します。

4 指標の公表については、平成20年度からスタートしており、千歳市は平成20年度決算に基づく 4 指標を平成21年9月に議会へ報告し、公表しています。

①実質赤字比率

普通会計の実質赤字額を、標準財政規模で除して求めます。普通会計に占める赤字の割合です。

千歳市は黒字決算であることから、算定されません。

＜平成20年度決算＞

早期健全化基準	12.53%
財政再生基準	20.0%
千歳市	—



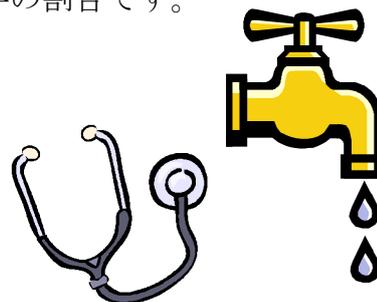
②連結実質赤字比率

公営企業会計等を含む全会計の実質赤字額を、標準財政規模で除して求めます。普通会計に公営企業会計等を含めた全会計に占める赤字の割合です。

千歳市は黒字決算であることから、算定されません。

＜平成20年度決算＞

早期健全化基準	17.53%
財政再生基準	40.0%
千歳市	—



③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、普通会計に占める地方債の返済額の割合です。

千歳市は11.4%で、早期健全化基準を下回っています。

＜平成20年度決算＞

早期健全化基準	25.0%
財政再生基準	35.0%
千歳市	11.4%

＜市町村比較＞

全国平均	11.8%
道内平均	13.5%
道内順位	20/180位

【近隣都市の状況】

- ・札幌市 10.8%
- ・江別市 14.1%
- ・北広島市 9.0%
- ・恵庭市 12.0%
- ・苫小牧市 11.7%
- ・岩見沢市 13.5%

④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、土地開発公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、千歳市が将来負担すると思われるものを指標化し、将来の財政状況を把握するものです。

千歳市は110.8%で、早期健全化基準を下回っています。

＜平成20年度決算＞

早期健全化基準	350.0%
財政再生基準	—
千歳市	110.8%

＜市町村比較＞

全国平均	110.9%
道内平均	132.4%
道内順位	101/180位

【近隣都市の状況】

- ・札幌市 147.2%
- ・江別市 66.6%
- ・北広島市 75.8%
- ・恵庭市 101.8%
- ・苫小牧市 132.7%
- ・岩見沢市 64.5%

財政健全化4指標 算定方法

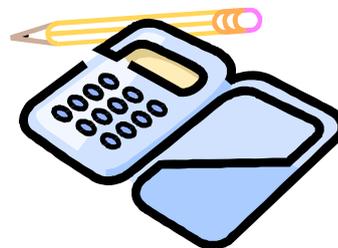
実質赤字比率・連結実質赤字比率

(単位:千円)

一般会計 I			一般会計等以外の特別会計 II				法適用企業 III			法非適用企業 IV
一般会計	土取会計	霊園会計	国保会計	介護会計	老健会計	後高会計	水道会計	病院会計	下水道会計	市場会計
354,896	389	19	100,940	45,884	1,466	32,560	1,170,188	933,950	1,066,290	160

実質赤字比率算定式

<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><th style="background-color: #92d050;">一般会計 I</th></tr> <tr><td>355,304</td></tr> </table>	一般会計 I	355,304	=	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><th style="background-color: #ffcc00;">実質赤字比率 (%)</th></tr> <tr><td>-1.8 → 赤字なし</td></tr> </table>	実質赤字比率 (%)	-1.8 → 赤字なし
一般会計 I						
355,304						
実質赤字比率 (%)						
-1.8 → 赤字なし						
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><th style="background-color: #ffffcc;">標準財政規模</th></tr> <tr><td>19,344,935</td></tr> </table>	標準財政規模	19,344,935				
標準財政規模						
19,344,935						



連結実質赤字比率算定式

<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><th style="background-color: #92d050;">I + II</th></tr> <tr><td>536,154</td></tr> </table>	I + II	536,154	+	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><th style="background-color: #92d050;">法適用企業 III</th></tr> <tr><td>3,170,428</td></tr> </table>	法適用企業 III	3,170,428	+	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><th style="background-color: #92d050;">法非適用企業 IV</th></tr> <tr><td>160</td></tr> </table>	法非適用企業 IV	160	=	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><th style="background-color: #ffcc00;">連結実質赤字比率 (%)</th></tr> <tr><td>-19.16 → 赤字なし</td></tr> </table>	連結実質赤字比率 (%)	-19.16 → 赤字なし
I + II														
536,154														
法適用企業 III														
3,170,428														
法非適用企業 IV														
160														
連結実質赤字比率 (%)														
-19.16 → 赤字なし														
		<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><th style="background-color: #ffffcc;">標準財政規模</th></tr> <tr><td>19,344,935</td></tr> </table>	標準財政規模	19,344,935										
標準財政規模														
19,344,935														

実質公債費比率

(単位:千円)

年度区分	地方債元利償還金 A	準元利償還金 B				
	公債費充当一般財源等額(繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く)	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の子
平成18年度	2,738,977	33,333	1,331,012	911	394,954	41,828
平成19年度	2,785,288	50,000	1,338,620	551	356,705	46,467
平成20年度	2,747,594	133,366	1,170,384	347	282,504	28,127

(単位:千円)

年度区分	標準財政規模 D			元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 C					
	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額	災害復旧費等に係る基準財政需要額	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るものに限る。)	災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るものに限る。)	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)
平成18年度	15,159,785	3,427,919	886,263	777,172	511,134	805,018	74,090	15,934	296,422
平成19年度	15,696,157	2,953,684	804,052	939,127	505,491	766,014	74,090	58,794	306,488
平成20年度	15,782,525	2,809,288	753,122	1,016,184	463,688	739,384	72,516	63,046	193,587

算定式

○平成18年度

地方債の元利償還金 A	+	準元利償還金 B	-	基準財政需要額算入額 C	=	実質公債費比率(%)
2,738,977		1,802,038		2,479,770		12.1

標準財政規模 D	-	基準財政需要額算入額 C
19,473,967		2,479,770

○平成19年度

地方債の元利償還金 A	+	準元利償還金 B	-	基準財政需要額算入額 C	=	実質公債費比率(%)
2,785,288		1,792,343		2,650,004		11.4

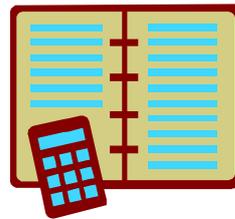
標準財政規模 D	-	基準財政需要額算入額 C
19,453,893		2,650,004

○平成20年度

地方債の元利償還金 A	+	準元利償還金 B	-	基準財政需要額算入額 C	=	実質公債費比率(%)
2,747,594		1,614,728		2,548,405		10.7

標準財政規模 D	-	基準財政需要額算入額 C
19,344,935		2,548,405

実質公債費比率(%) (3カ年平均)
11.4



将来負担比率

将来負担額 A

(単位:千円)

地方債の 現在高	債務負担行 為に基づく支 出予定額	公営企業債 繰入見込額	組合等負担 等見込額	退職手当 負担見込 額	設立法人の 負債額等 負担見込額	地方道路公社			連結実質 赤字額	組合等連結 実質赤字額 負担見込額
						土地開発公社	第三セクター等			
35,646,620	3,457,823	12,977,970	3,791	6,524,296	320,417	0	0	320,417	0	0

充当可能財源等 B

(単位:千円)

充当可能 基金	充当可能 特定歳入	うち都市計画 税		基準財政需要 額算入見込額
5,687,731	6,948,720	4,033,476		27,679,536

算入公債費等の額 D

(単位:千円)

災害復旧費等 に係る基準 財政需要額	事業費補 正により基 準財政需要 額に算入 された公債 費	事業費補正により基準財 政需要額に算入された公債 費(準元利償還金に係るもの に限る。)	災害復旧費等に係る基 準財政需要額(準元利償還 金に係るものに限る。)	密度補正により基準財 政需要額に算入された 元利償還金	密度補正により基準財 政需要額に算入され た準元利償還金(地方 債の元利償還額を基 礎として算入されたもの に限る。)
1,016,184	463,688	739,384	72,516	63,046	193,587

算定式

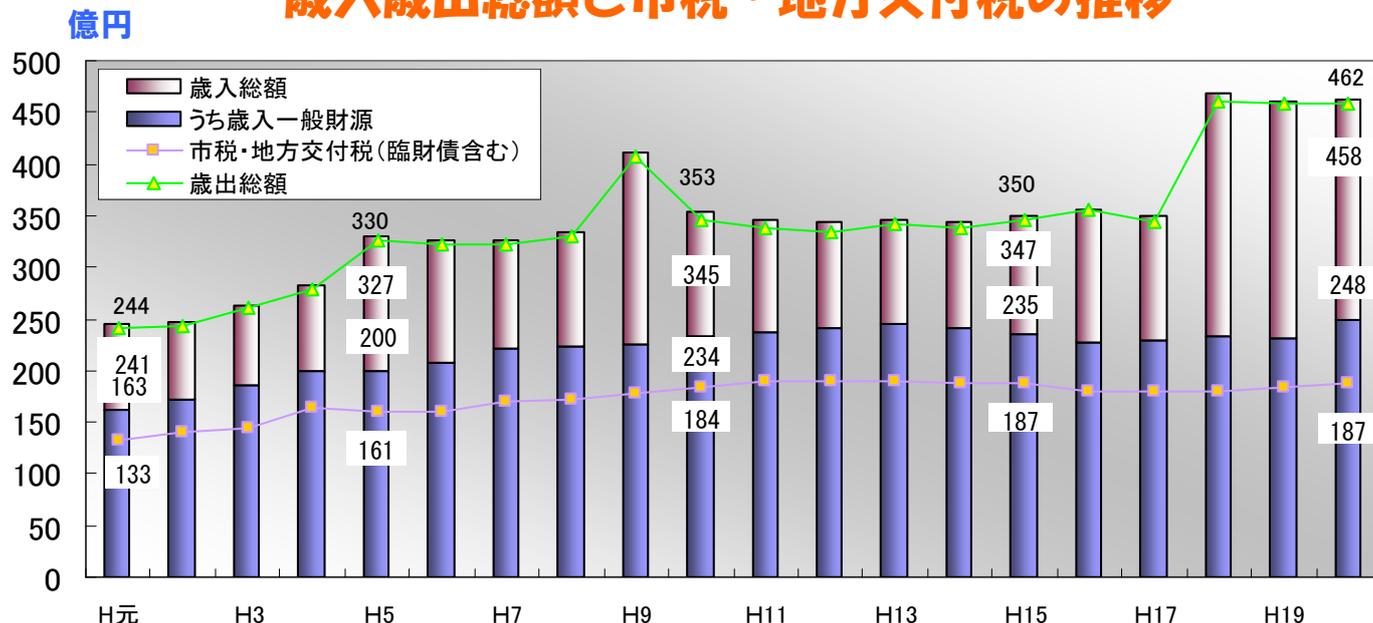
将来負担額 A	-	充当可能財源等 B	=	将来負担比率(%)
58,930,917		40,315,987		110.8

標準財政規模	-	算入公債費等の額 D
19,344,935		2,548,405



普通会計決算 資料編

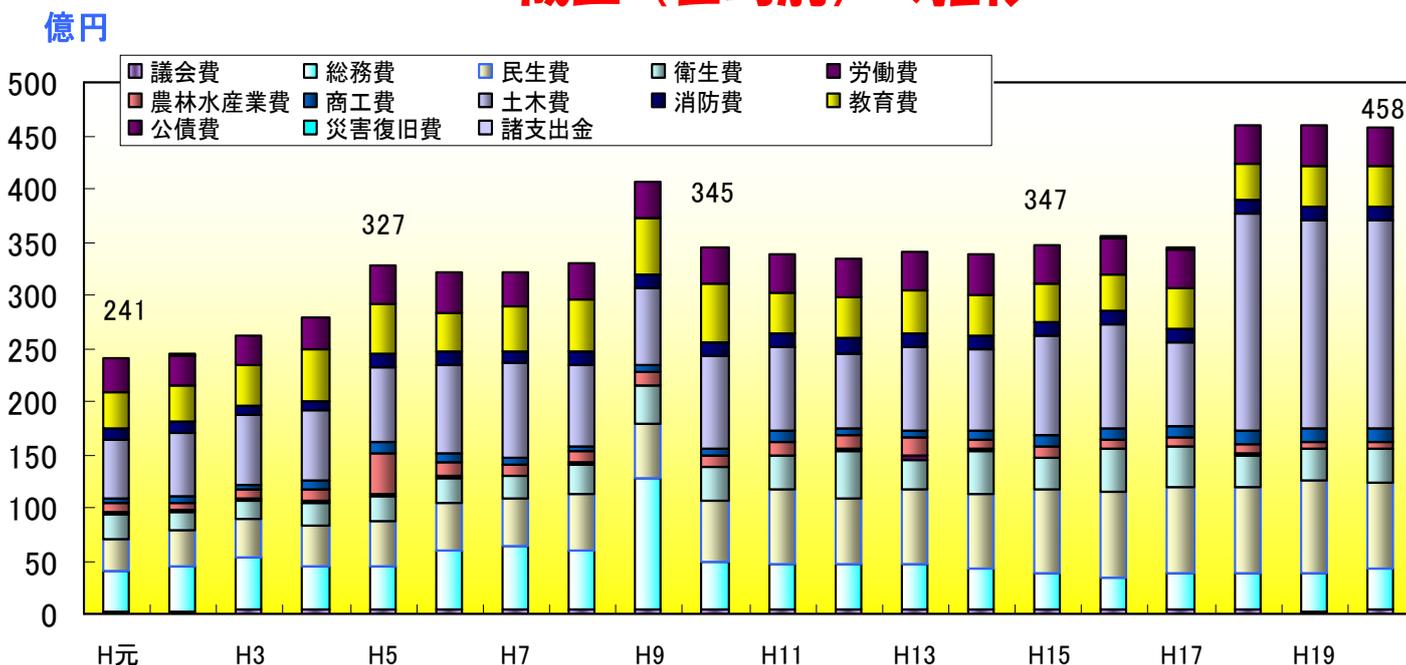
歳入歳出総額と市税・地方交付税の推移



※H9年度 ガス事業譲渡・大学設立補助関係：11,381百万円
 ※H18年度 土地開発公社貸付金：13,955百万円

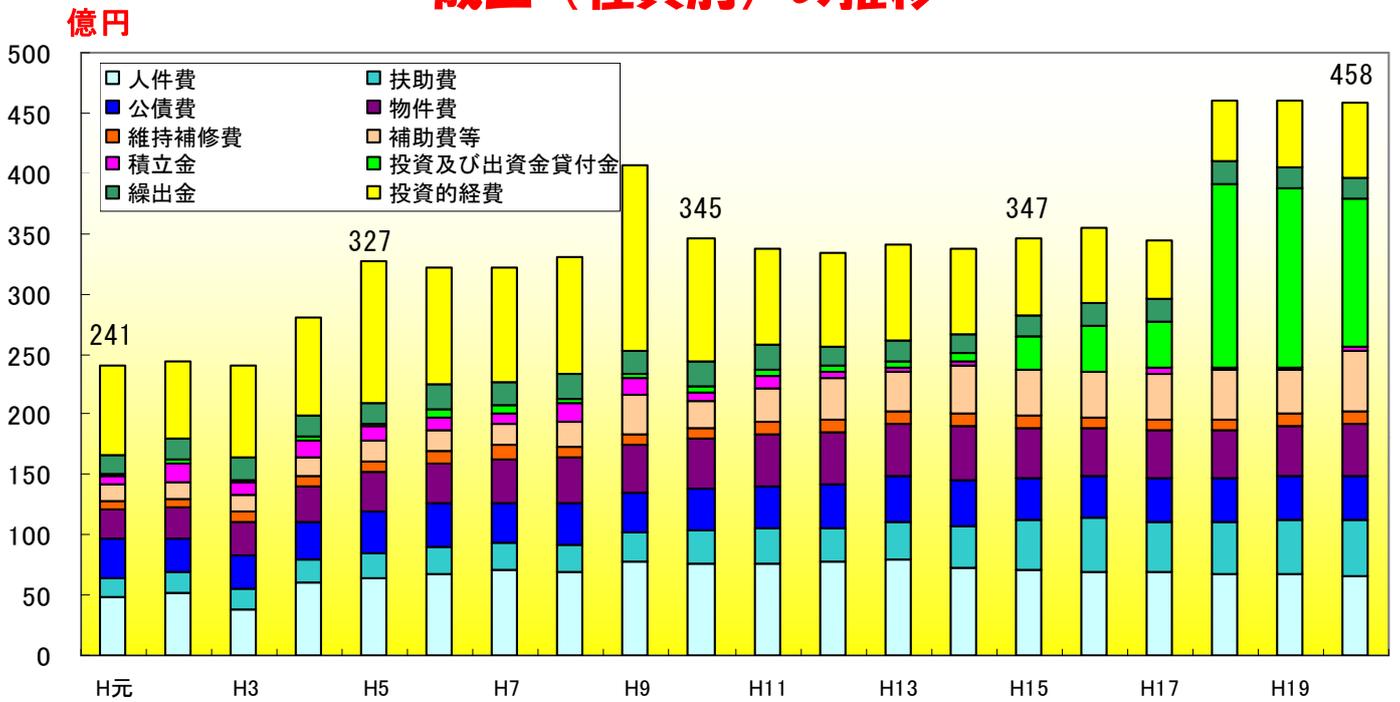
歳出(目的別)の状況

歳出(目的別)の推移



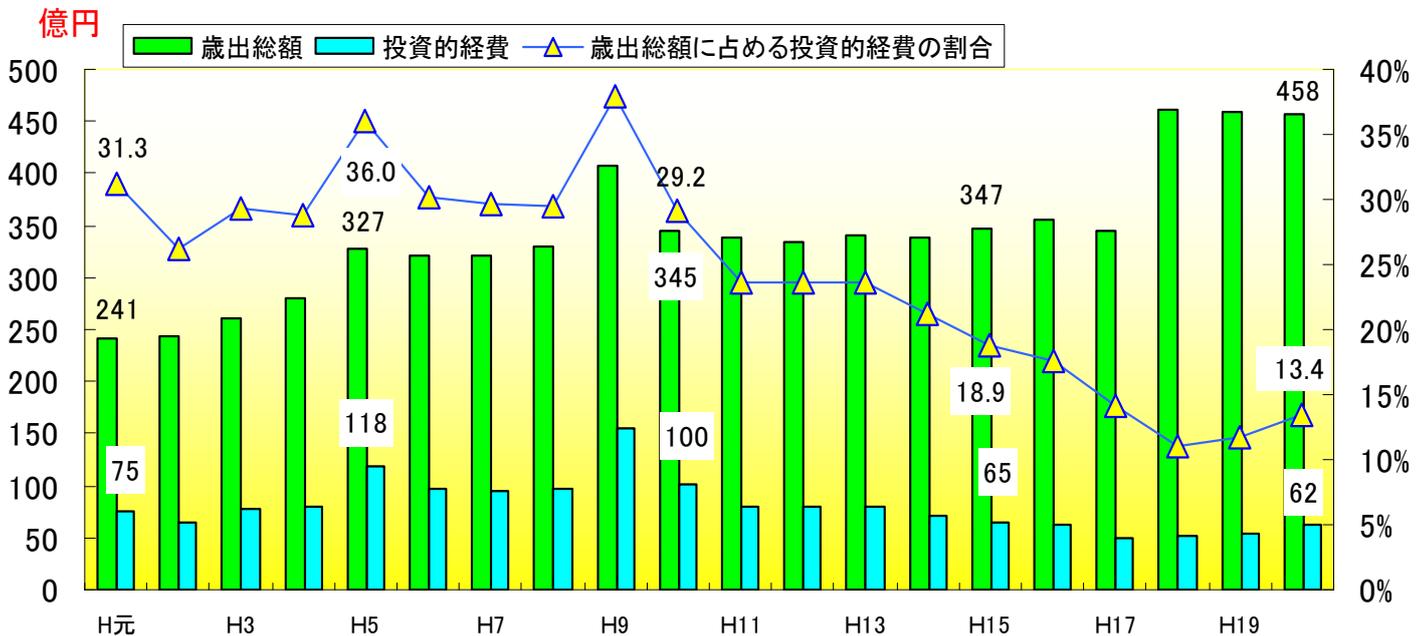
歳出（性質別）の状況

歳出（性質別）の推移



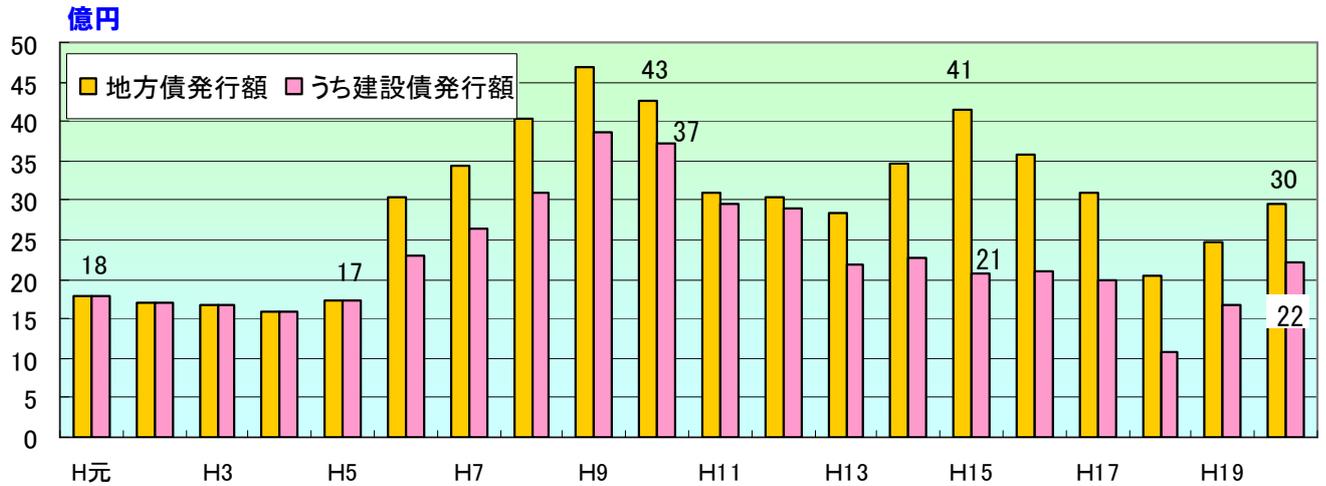
投資的経費の状況

投資的経費の推移



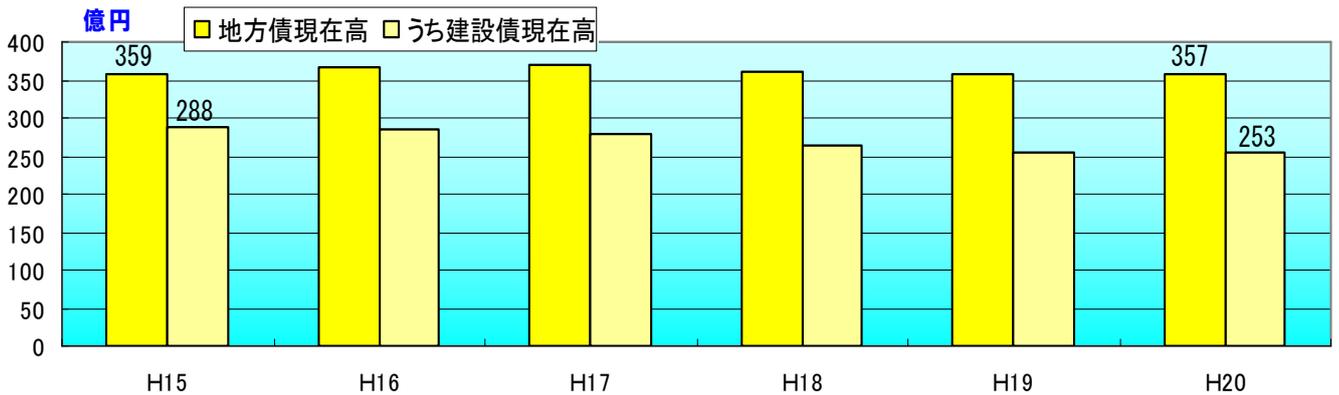
地方債の状況

地方債発行額の推移



※地方債発行額と建設債発行額の差額については、臨時財政対策債などの「特例債」の発行額分となります。
 ※一般会計及び7特別会計を含んでいます。

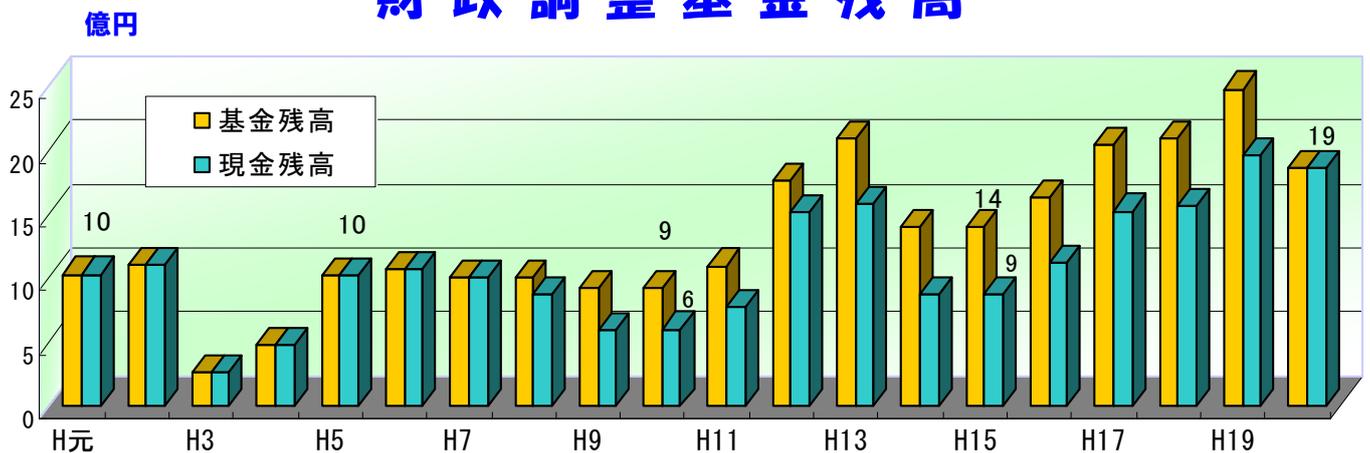
地方債残高の推移



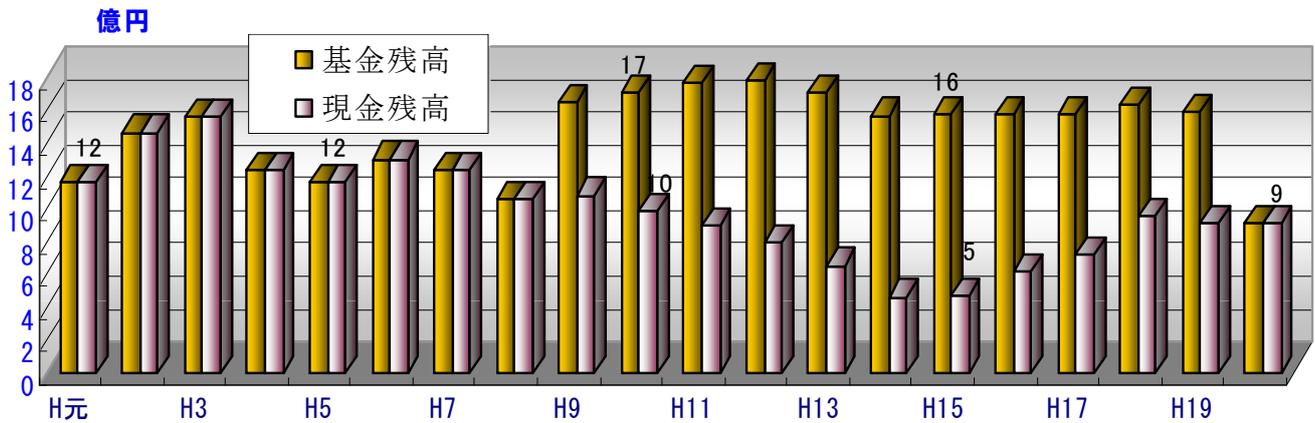
※一般会計及び7特別会計を含んでいます。

基金残高の状況

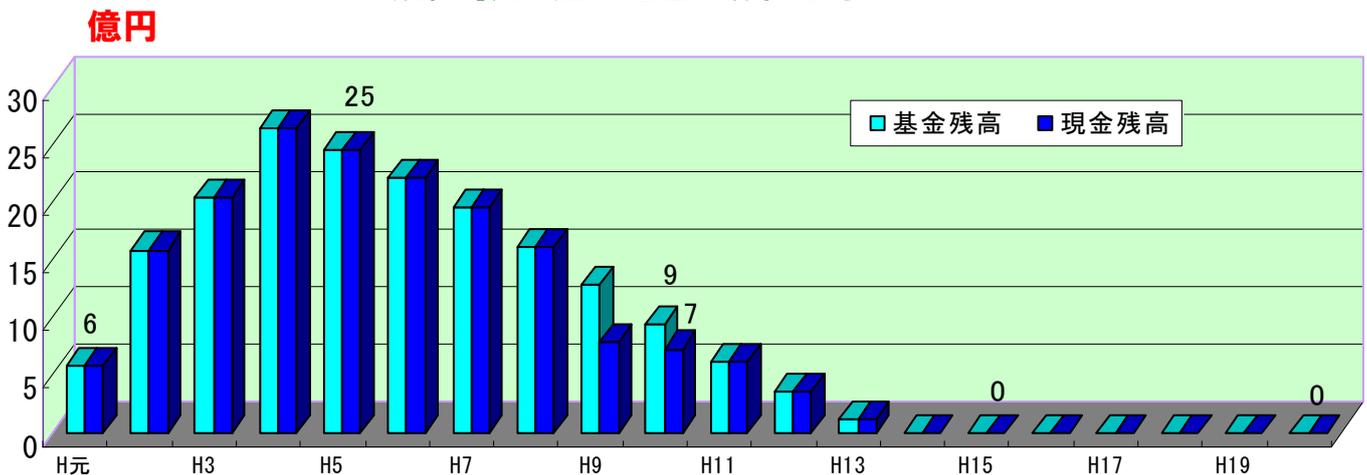
財政調整基金残高



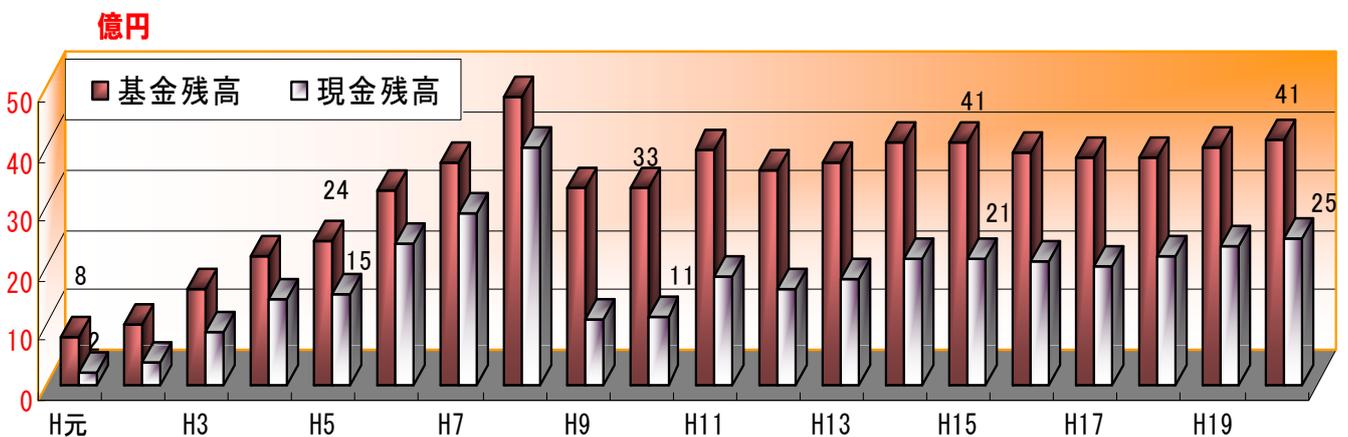
公共施設整備基金残高



減債基金残高



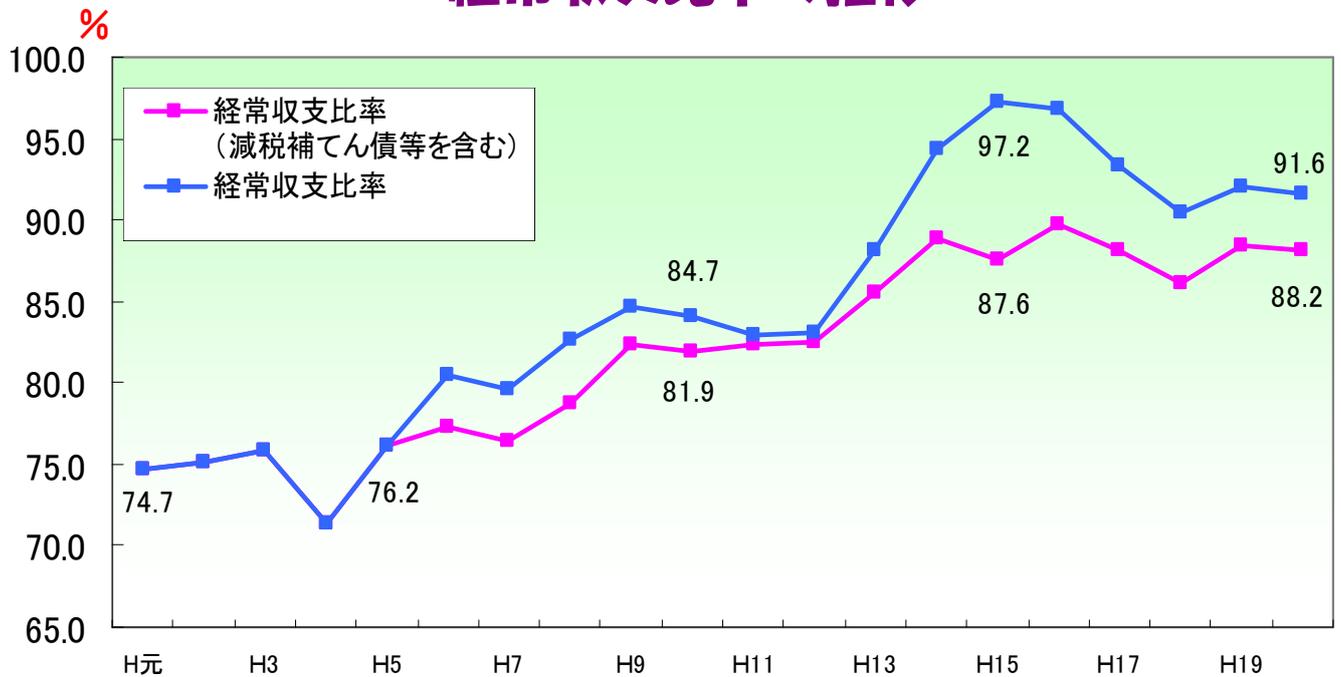
その他特定目的基金残高（特別会計除く）



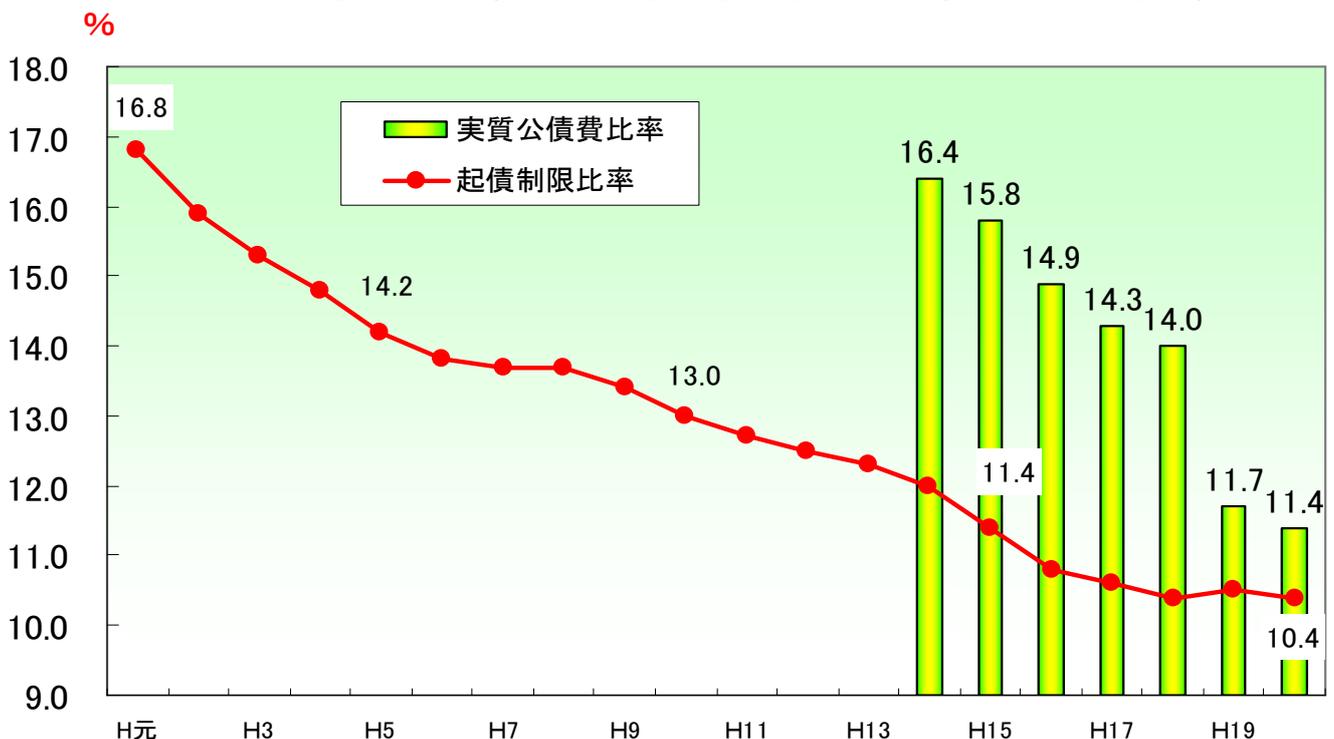
※基金残高と現金残高の差額については、当該基金からの貸付等を行っているためです。

財政分析

経常収支比率の推移



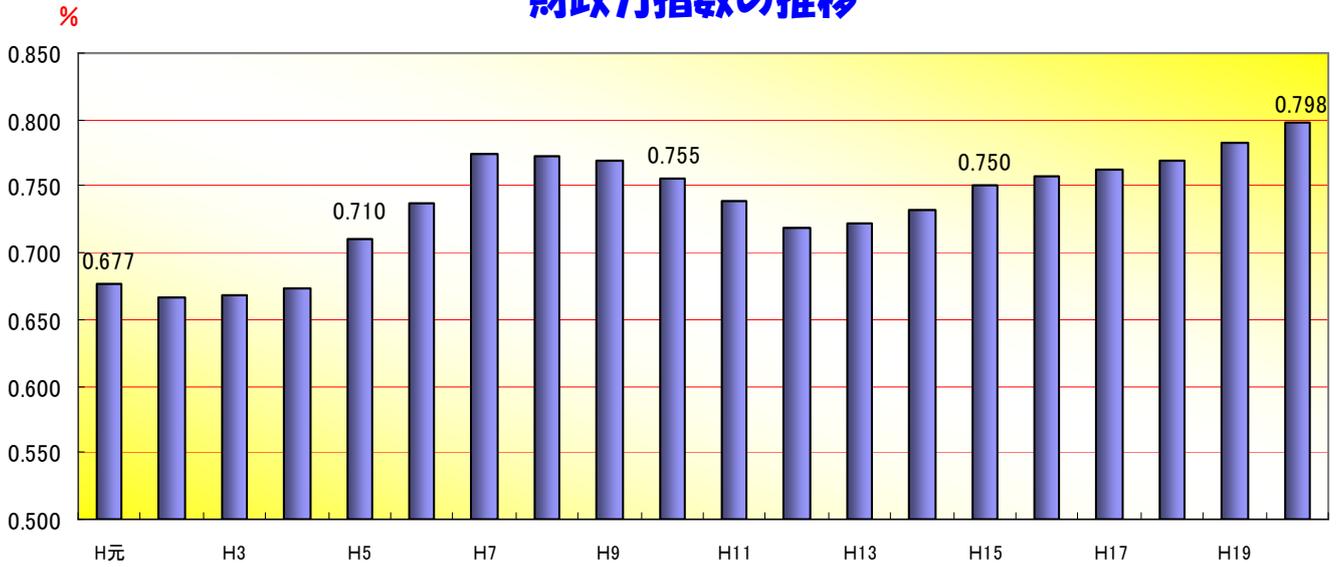
実質公債費比率と起債制限比率の推移



※実質公債費比率、起債制限比率は3か年平均

※平成19年度から、地方財政健全化法により実質公債費比率の算定方法が変わっています。

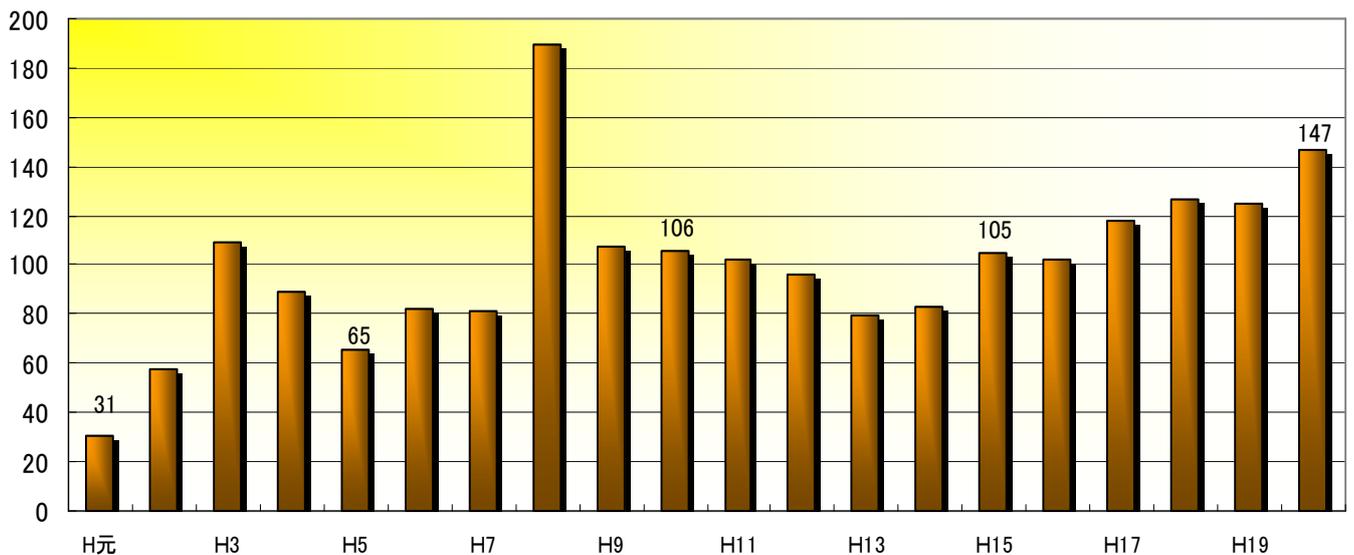
財政力指数の推移



債務負担行為の状況

債務負担行為額の推移 (翌年度以降支出予定額)

億円



財服用語の解説

予算の種類

○当初予算（とうしょよさん）

4月1日から翌年3月31日までの一年間で、市役所にお金がいくら入ってくるか、そのお金をどんなことに使うのかを考えて作る計画が「当初予算」です。

○補正予算（ほせいよさん）

当初予算を組んで毎年4月からスタートしたあと、思ってもみなかったことが起きることがあります。たとえば、大きな災害が起きて対策をしなければならない場合や、法律の改正があった場合、思ったより収入が足りなくなるなどです。こうした予想外のお金が必要になったときなどに、あとからおぎなって組むのが「補正予算」です。

○一般会計（いっばんかいけい）

税金や、国や道からの補助金・交付金、住民票などを取るときにかかる手数料や保育所の保育料、借金である市債など、市には多くの種類の収入があります。また、一方で、これらの収入を使って、市民生活や教育、福祉などいろいろな仕事をしています。こうした収入や市の行う仕事に必要な費用など、お金の処理は、すべてを一括して1つの会計で行うことになっています。

これが、「一般会計」といわれるもので、これをみれば、市にどんなお金がどれぐらい入り、どんな仕事、どんなものにそのお金を使っているのかが、全てわかるようになっています。

ただし、例外として、水道や下水道、国民健康保険などのように、料金や保険料などでその費用を賄うもの、すなわち、特定の収入を財源として独立して採算を行う「特別会計」や「企業会計」は含まれません。⇔特別会計、企業会計

○特別会計（とくべつかいけい）

一般会計と区分して、水道や下水道、国民健康保険などのように、料金や保険料などでその費用を賄うもの、すなわち、特定の収入を財源として独立して採算を行う事業は、一般会計とは別に会計を設けて会計処理をすることができます。これが、「特別会計」や「企業会計」といわれるものです。

こうした特別会計は、例に挙げたものなど必ず特別会計で行わなければならない事業のほか、特定の事業の採算を明確にするために各市町村の必要と判断に応じて設けられます。

千歳市には、7つの特別会計があります。⇔一般会計

●千歳市の特別会計

・国民健康保険特別会計

誰もが安定して暮らし続けていけることを目的とした保険給付制度である国民健康保険事業に係る歳入歳出を経理するために設けられた会計です。

国民健康保険の医療給付費等は、収入などに応じた保険料（税）と国の負担金・補助金等の財源で賄われています。

・土地取得事業特別会計

公用・公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得する事業に係る歳入歳出を経理するために設けられた会計です。

・公設地方卸売市場事業特別会計

生鮮食料品等の取引きの適正化とその健全な運営を確保し、生産及び流通の円滑化と市民等の生活の安定に資するため設置される公設地方卸売市場の運営に係る歳入歳出を経理するために設けられた会計です。

・老人保健特別会計

75歳以上の人と65歳以上で一定の障害のある人を対象とした医療制度である老人保健制度に係る歳入歳

出を経理するために設けられた会計です。

平成20年度から後期高齢者医療制度に移行したため、老人保健制度は平成19年度で終了しましたが、老人保健特別会計は平成22年度まで存置されます。

・霊園事業特別会計

市民の墓地取得の長期的な安定や、霊園の管理運営に係る歳入歳出を経理するために設けられた会計です。

・介護保険特別会計

高齢者が介護を必要とする状態になっても自立した生活ができるように、社会全体で支える介護保険制度に係る歳入歳出を経理するために設けられた会計です。

・後期高齢者医療特別会計

高齢化社会の到来に対応して、増大する医療費を安定的に賄い、高齢者が将来にわたり安心して医療が受けられるよう、平成20年度から75歳以上の人と65歳以上で一定の障がいのある人は、後期高齢者医療制度に移行しました。市町村が行う保険料の徴収や被保険者証の引渡しなどの事務に係る歳入歳出を経理するために設けられた会計です。

○公営企業会計（こうえいきぎょうかいけい）

使用料などのその事業における収入で、その事業の経費をまかなうことを目的として設置される独立採算が原則である会計です。地方公営企業法を適用する法適用の公営企業会計と適用しない法非適用の公営企業会計があります。

千歳市には、3つの企業会計があります。⇔一般会計

●千歳市の公営企業会計

・水道事業会計

生活用水その他の浄水を市民に供給する水道事業及び簡易水道事業に係る歳入歳出を経理するために設けられた会計です。

・下水道事業会計

下水道の整備・維持管理を行い、市民の環境衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に係る歳入歳出を経理するために設けられた会計です。

・病院事業会計

市民の健康保持に必要な医療を提供するため設置する病院事業に係る歳入歳出を経理するために設けられた会計です。

○普通会計（ふつうかいけい）

市の会計は、一般会計と特別会計に分けて経理されていますが、特定の事業の収入や費用が一般会計から除外されることになる特別会計は、各市の必要性と判断によって設けられていますので、同じ事業が、ある市では特別会計で、また違う市では一般会計で経理されています。

これでは、全国的な財政状況などの比較が困難なため、企業会計と必ず特別会計で行わなければならない事業を除いたものは、たとえそれが特別会計で行われていても、一般会計に含めて区分しなおしたものを「普通会計」といいます。

主に、決算を行うときにこの手法が用いられており、市町村などの財政状況を表すのによく用いられる、経常収支比率や公債費比率などは、普通会計を基に計算された指数です。

千歳市では、一般会計に土地取得事業特別会計、霊園事業特別会計を加えたものが普通会計となります。

予算の内容

○歳入予算（さいにゅうよさん）

4月1日から翌年3月31日までの市の収入で、性質に従って、款・項に区分されています。

○歳出予算（さいしゅつよさん）

4月1日から翌年3月31日までで市が事業を行ううえで必要とする経費で、性質に従って、款・項に区分されています。

○継続費（けいぞくひ）

数年度にわたる事業を実施するとき、その総額と年額ごとの額をあらかじめ一括した予算にし、議会の議決を得たものをいいます。

○債務負担行為（さいむふたんこうい）

市が数年度にわたる工事やリース契約等、翌年度以降の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為で議会の議決を経て定める予算をいいます。

○繰越明許費（くりこしめいきょひ）

何らかの事情でその年度内に支出を終わらない見込みがある経費については、翌年度に繰り越して使用することができるように、議会の議決を経て定める予算をいいます。

○一時借入金（いちじかりいれきん）

一時的な財源不足の場合に調達する資金で、必ず当該年度において償還する必要があります。一時借入金の借入れの最高額は、議会の議決を経て予算で定めます。

○歳出予算の各項間の流用（さいしゅつよさんのかくこうかんのりゅうよう）

歳出予算については、各款及び各項の間では原則的には流用できません。ただし各項間においては、あらかじめ議会の議決を経て予算で定めておけば、流用が可能となります。人事異動などで流用が必要となる人件費で主に定められます。

○款・項・目・節（かん・こう・もく・せつ）

予算を区分するときに使う名称のことをいい、「款」は最も大きな区分、次に「項」、「目」、「節」と続きます。款と項の二つの上位区分は議会で議決されるもので、各款及び各項の間では原則流用はできません。歳出においては、款・項・目は目的別（土木費・民生費など）に分類され、節は性質別（委託料・扶助費など）に区分されます。

○流用（りゅうよう）

当初予算を組んで毎年4月からスタートしたあと、思ってもみなかったことが起き緊急を要する支出が発生し、その予算が足りない場合などに、補正予算を編成することなく、他の予算を減額して当該予算を増額することをいいます。

各款及び各項の間では、流用することはできず、原則的に補正予算で対応します。ただし各項間においては、あらかじめ議会の議決を経て予算で定めておけば、流用が可能となります。

歳入

○市税（しぜい）

地方税法、条例などにより市民や市内に事業所を有する企業などから徴収する税です。歳入総額のおよそ3割を占め、主要な収入源となっています。その税収入のうち用途を特定しない普通税と、特定の費用に充てる目的税があります。

●千歳市の普通税

・市民税（個人・法人）（しみんぜい）

市は、市民の日常に直接結びついた仕事をしており、そのために必要な費用を、市民に広く負担を求め市民税は、このような地方税の性格を最もよく表わしている代表的な市税であり、道民税とあわせて一般に住民税といわれています。

住民税は、国の三位一体の改革により、国から地方への「税源移譲」が行われ、平成19年1月から国税である所得税が減り、6月から地方税である住民税が増えましたが、税源移譲前後で所得税と住民税を合わせた税負担額は基本的に変わりません。

市民税には、個人市民税と法人市民税があり、それぞれ応分の負担によって納める均等割と、担税力に応じて納める所得割（個人）・法人税割（法人）があります。

個人市民税の所得割は、平成19年5月までは課税所得金額（5%・10%・13%（うち市民税3%・8%・10%）の3段階）に応じて、税率と税額控除が定められておりましたが、6月徴収分からは、課税所得金額の多い少ないにかかわらず、市民税6%、道民税4%の合計10%の税率に統一されました。

※個人市民税税率（額）

均等割：年額3,000円（+道民税：1,000円）

所得割：課税所得金額（所得金額－所得控除）×6%（税率）（+道民税4%）

※法人市民税税率（額）

均等割

号	資本等の金額	従業員者数	税率（年額）
1	全各号に掲げる法人以外の法人等		60,000円
2	1千万円以下	50人超	144,000円
3	1千万円超 1億円以下	50人以下	156,000円
4	1千万円超 1億円以下	50人超	180,000円
5	1億円超 10億円以下	50人以下	192,000円
6	1億円超 10億円以下	50人超	480,000円
7	10億円超	50人以下	492,000円
8	10億円超 50億円以下	50人超	2,100,000円
9	50億円超	50人超	3,600,000円

法人税割：課税標準となる法人税額×14.7%

・固定資産税（こていしさんぜい）

固定資産税は、土地・家屋・償却資産（これらを固定資産といいます。）に対してかかる税で、納税義務者は毎年1月1日（賦課期日）現在で、市内に固定資産を所有している方です。この所有している方は、登記簿などや課税台帳にそれぞれ所有者として登記または登録されている方をいいます。

※税額：課税標準額×1.4%（税率）

・軽自動車税（けいじどうしゃぜい）

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車（これらを軽自動車等といいます。）に対してかかる税で、納税義務者は、毎年4月1日（賦課期日）現在、市内に主たる定置場所のある軽自動車等を所有している方です。

ただし、所有権留保付割賦販売の場合は、買主が所有者とみなされます。

※税率（額）

区 分	種 別	税 率	
原動機付自転車	総排気量が50cc以下のもの	1,000円	
	総排気量が50ccを超え90cc以下のもの	1,200円	
	総排気量が90ccを超え125cc以下のもの	1,600円	
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	
	特殊作業用	4,700円	
軽自動車	二輪車	2,400円	
	三輪車	3,100円	
	軽四輪乗用	営業用	5,500円
		自家用	7,200円
	軽四輪貨物	営業用	3,000円
自家用		4,000円	
雪上車		2,400円	

ミニカー		2,500円
二輪小型自動車		4,000円

・市たばこ税（したばこぜい）

たばこの消費に対して課税されるもので、納税義務者は、国産たばこの製造者・外国たばこの輸入業者・卸売販売業者で小売販売店にたばこを売り渡した人ですが、たばこの小売価格には、すでに市たばこ税が含まれていますので、実際に税金を負担しているのは消費者自身です。

※税率（額）：1,000本につき3,298円（ただし、平成22年10月1日から4,618円）

ただし、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマの6銘柄については、当分の間、1,000本につき1,564円（ただし、平成22年10月1日から2,190円）

・特別土地保有税（とくべつとちほゆうぜい）

5km²以上の土地の取得又は保有に対して課税されます。保有期間が10年を超えると課税対象外となります。

なお、平成15年4月1日以降新たな課税を行わないとされています。

●千歳市の目的税

・入湯税（にゅうとうぜい）

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、観光施設および消防施設などの整備や観光の振興のための費用にあてるために設けられた目的税で、鉱泉浴場の入湯行為に対してかかるもので、鉱泉浴場の一般入湯客（12歳以上）が納税義務者となります。

※税率（額）：1人1日 150円（1泊2日は1日とします。）

・都市計画税（としけいかくぜい）

都市計画税は、総合的な街づくりを目的として行う都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるために設けられた目的税で、主に道路、公園、下水道などの整備拡充のために使われています。課税対象となるのは、市街化区域内の土地・家屋で、納税義務者は、固定資産税と同様に毎年1月1日（賦課期日）現在で、土地、家屋を所有している方です。

※税額：土地、家屋の課税標準額×0.3%（税率）

○地方譲与税（ちほうじょうよぜい）

法によって国が国税として徴収し、一定の基準によって地方公共団体に譲与されている税です。自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税、航空機燃料譲与税等があります。

●千歳市の地方譲与税

・自動車重量譲与税（じどうしゃじゅうりょうじょうよぜい）

自動車の重量に応じて、庫出し又は車検時に課税される自動車重量税の収入額の3分の1が市町村に譲与されます。譲与金の算定方法は、市道の延長が2分の1、面積が2分の1に按分された額となっています。

・地方揮発油譲与税（ちほうきはつじょうよぜい）

揮発油（ガソリン）の従量に応じて、製造場からの移出又は保税地域からの引き取り時にかかる地方揮発油税の収入額の全額が地方公共団体に譲与され、そのうち、100分の42が市町村に譲与されます。譲与金の算定方法は、市道の延長が2分の1、面積が2分の1に按分された額となっています。道路は幅員2.5メートル以上が対象で幅員等によって補正がされます。

・航空機燃料譲与税（こうくうきねんりょうじょうよぜい）

航空機に積み込まれた航空機燃料に対して課税される航空機燃料税の収入額の13分の2が、航空機の騒音により生ずる障害防止対策や空港及びその周辺の整備等に係る空港対策の経費に充てるため、空港関係市町村及び都道府県に譲与されます。

譲与額の5分の4が市町村分で、譲与金の算定方法は、空港の着陸料収入額で3分の1、騒音の著しい地区内の世帯数で3分の2に按分された額となっています。

○税交付金（ぜいこうふきん）

道が徴収した税の一部が交付されるものです。

●千歳市の税交付金

・利子割交付金（りしわりこうふきん）

預金、貯金などの利子所得にかかる道税（税率100分の5）のうちの一部が、市町村に交付されるものです。交付額は、利子割額の57%が、市町村の道民税の額に応じて交付されます。

・配当割交付金（はいとうわりこうふきん）

上場株式などの配当にかかる道税（税率100分の3）のうちの一部が市町村に交付されるものです。交付額は、配当割額の63.3%が、道の一定の基準により交付されます。

・株式等譲渡所得割交付金（かぶしきとうじょうとしょとくわりこうふきん）

株式などの譲渡によって所得が発生した場合にかかる道税（税率100分の3）のうちの一部が市町村に交付されるものです。交付額は、株式等譲渡所得割額の63.3%が、道の一定の基準により交付されます。

・地方消費税交付金（ちほうしょうひぜいこうふきん）

地方消費税（消費税率で換算すると5%の内の1%）の一部が市町村に交付されるものです。交付額は、都道府県間の清算を終えた地方消費税の2分の1に相当する額を、市町村の人口と従業者数で按分して交付されます。

※地方消費税 平成9年4月に導入された道府県税であり、その賦課徴収は当分の間、国が消費税と併せて行い、各都道府県に払い込むこととされています。

・ゴルフ場利用税交付金（ごるふじょうりようぜいこうふきん）

ゴルフ場を利用した際にかかる道税（利用者1人につき1日につき400円から1,200円）の一部が市町村に交付されるものです。交付額は、道に納められたゴルフ場利用税の10分の7に相当する額が、ゴルフ場のある市町村に交付されます。

・自動車取得税交付金（じどうしゃしゅとくぜいこうふきん）

自動車を取得した際にかかる道税（税率、自家用自動車5%、営業用自動車及び軽自動車3%）の一部が市町村に交付されるものです。交付額は、道に納められた自動車取得税の66.5%相当額が、市町村道の延長及び面積に按分して交付されます。

○固有提供施設等所在市町村助成交付金（こくゆうていきょうしせつとうしょざいしちょうそんじょせいこうふきん）

米軍及び自衛隊が使用する演習場及び飛行場の用に供する固定資産などについては、固定資産税が課せられていないため、固定資産を課せられている土地との均衡及び基地が存在することによる特別の財政需要に対する財源賦与のために、国から交付されるものです。一般に基地交付金とも呼ばれています。

○地方特例交付金（ちほうとくれいこうふきん）

平成11年度に実施された恒久的な減税に伴う地方税の一部補てんや平成18年度から実施された児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するため、国から交付されるものです。また、平成20年度からは個人住民税における住宅ローン控除の実施に伴う減収分と平成22年度からは子ども手当の制度新設に伴う地方負担の増加分に対しても、国から交付されることとなりました。

○交通安全対策特別交付金（こうつうあんぜんたいさくとくべつこうふきん）

交通安全施設の設置や管理に充てるため、道路交通法の規定により納付される交通反則金の一部が交付され

るものです。

○分担金及び負担金（ぶんたんきん・ふたんきん）

地方公共団体が特定の事業に要する経費に充てるために、その事業によって利益を受けるものに対し、その受益を限度として徴収するもので、養護老人ホームの入所者が費用の一部を負担する老人保護措置費などがあります。

○使用料及び手数料（しょうりょう・てすうりょう）

使用料は公共施設などの利用の対価として徴収するもので、市営住宅の家賃、市民文化センター使用料、キャンプ場使用料などがあります。

手数料は市が特定の者に提供するサービスの対価として徴収するもので、家庭ごみの処理手数料や住民票の写し、印鑑登録証明の発行手数料などがあります。

○国庫支出金（こっこししゅつきん）

国が行うべき事業を市へ委託する場合や、市が行う事業に対して一定の割合で国が補助する場合に交付されるもので、次の3つに分類されます。

- ・法によって国に負担する義務のある国庫負担金（生活保護費負担金など）
- ・奨励的、財政援助的な国庫補助金（在宅福祉事業補助金など）
- ・本来国が行うべき事務を地方公共団体へ委託する場合の国庫委託金（国勢調査委託金など）

○道支出金（どうししゅつきん）

道が行うべき事業を市へ委託する場合や、市が行う事業に対して一定の割合で道が補助する場合に交付されるもので、国庫支出金と同様、その目的、性格により道負担金、道補助金、道委託金に分類されます。

○財産収入（ざいさんしゅうにゅう）

財産運用収入は市が所有する土地や建物を貸し付けることによる財産貸付収入と、基金から生ずる運用収入である利子及び配当金があります。

財産売却収入は市が所有する土地や物品の売払いにともなう収入です。

○寄附金（きふきん）

個人や団体などから受ける金銭による寄附です。用途を特定されない一般寄附金と用途が指定される指定寄附金があります。

○繰入金（くりいれきん）

市の他の会計や基金（貯金）からの繰入金で、主なものに財政調整基金を取り崩し、一般会計に繰り入れる財政調整基金繰入金があります。

○繰越金（くりこしきん）

市の決算剰余金（歳入決算額から歳出決算額を差し引き、そこから翌年度に繰り越すべき繰越明許費などの財源を控除したもの。＝実質収支）を翌年度に繰り越して使用するものです。

○諸収入（しよしゅうにゅう）

特定の歳入のための科目でなく、他の収入科目に含まれない収入を計上する科目で、市預金利子、貸付金元利収入、雑入があります。

○市債（地方債・起債）（しさい・ちほうさい・きさい）

市が財政上必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が一会計年度を越えて行われるものです。いわゆる市の借金です。

歳出経費の分類

○経常的経費（けいじょうてきけいひ）

毎年度継続して定期的に支出される経費で、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等及び公債費などをいいます。⇔臨時的経費

○臨時的経費（りんじてきけいひ）

突発的・一時的な行政需要に対する経費及び支出の方法に規則性のない経費をいいます。⇔経常的経費

○義務的経費（ぎむてきけいひ）

支出が義務づけられ、削減が極めて困難な経費で、職員給与等の人件費、生活保護費等の扶助費、地方債（市の借金）の元利償還金（元金と利子）である公債費がこれにあたります。この義務的経費の割合が小さいほど財政の弾力性があり、比率が高くなると財政の硬直度は高まります。⇔任意的経費

○任意的経費（にんいてきけいひ）

市が任意に支出できる経費で、義務的経費以外の経費をいいます。⇔義務的経費

○投資的経費（とうしてきけいひ）

支出の効果が資本形成に向けられ、道路・橋・公園・学校などの建設や大規模修繕など将来に残るものに支出される経費です。普通建設事業費、災害復旧費、失業対策費がこれにあたり、この割合が高いほど財政構造に弾力性があるといわれています。⇔消費的経費

○消費的経費（しょうひてきけいひ）

人件費、扶助費、物件費、維持補修費、負担金、補助及び交付金等で、その経費の支出効果がその年度限り、又は極めて短期間に終わるものをいい、将来に形を残さない性質の経費をいいます。⇔投資的経費

○単独事業（たんどくじぎょう）

地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業をいいます。⇔補助事業

○補助事業（ほじょじぎょう）

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて実施する事業をいいます。⇔単独事業

歳出（性質別）

○性質別分類（せいしつべつぶんるい）

予算の節の区分を基準とし、市の経費を性質（人件費、物件費など）によって分類するものです。

○人件費（じんけんひ）

市長・議員の報酬、各種審議会の委員報酬や市の職員の給与、諸手当、退職金などの経費です。

○扶助費（ふじょひ）

社会保障制度の一環として現金や物品などを支給する経費です。生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの法令に基づく、生活保護費や医療助成費など個人へ給付される経費や、保育所や障がい者施設などの福祉施設運営に充てられる経費などのほか、子ども医療の公費負担など市の施策として行うものも含まれます。

○公債費（こうさいひ）

市債（複数年度の借入れ）の元利償還金と一時借入金（1年度内の借入れ）利子として支払う経費です。

○物件費（ぶつけんひ）

人件費、扶助費、維持補修費などを除く、消費的（支出の効果が単年度又は極めて短期間で終わるもの）な経費の総称です。賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料などが含まれます。

○維持補修費（いじほしゅうひ）

市が管理する公共用又は公用施設等の効用を維持するための経費です。

○補助費等（ほじょひとう）

主に市から他の地方公共団体や民間の各種団体に対して、公益上必要な場合に支出する経費です。団体などへの負担金や補助金の他に報償費、火災・自動車損害保険料などがここに含まれます。

○積立金（つみたてきん）

基金等に積み立てるための経費です。

○投資及び出資金・貸付金（とうし・しゅっしきん・かしつけきん）

一般会計から支出される石狩東部広域水道企業団、財団法人などへの出資金や、中小企業対策支援事業の貸付の原資とするため銀行などに預託される中小企業振興資金貸付事業原資預託金などの経費です。

○繰出金（くりだしきん）

一般会計、特別会計及び基金の間で相互に資金運用をすることです。内容的には、国民健康保険会計等に対する財政支援的な繰出金や基金に対する積立金的なものなどがあります。

○普通建設事業費（ふつうけんせつじぎょうひ）

道路や公園、学校や公民館などの施設の新築・改築などの建設事業に要する経費です。工事請負費、設計監理委託料のほか、資本形成に係る補助金や人件費などもここに含まれます。

歳出（目的別）

○目的別分類（もくてきべつぶんるい）

予算の款・項の区分を基準とし、市の経費を行政の目的（総務費、土木費など）によって分類するものです。

○議会費（ぎかいひ）

市議会運営のための経費です。議員報酬、市議会会議録作成の費用などが含まれます。

○総務費（そうむひ）

市の全般的な仕事を運営するための経費です。市役所内部で行う事務、庁舎の維持管理、人事、財産管理、広報、交通安全、課税徴収、戸籍窓口、選挙、統計業務などのための費用が含まれます。

○民生費（みんせいひ）

福祉事業全般のための経費です。高齢者福祉、障がい者福祉、子育て・保育、医療助成、国民年金、生活保護などのための費用が含まれます。国民健康保険事業特別会計や後期高齢者医療特別会計等への支出も含まれます。

○衛生費（えいせいひ）

安全で衛生的な生活を確保するための事業に要する経費です。疾病予防、健康増進、狂犬病予防、害虫駆除、水源開発、葬祭場管理運営などの保健衛生事業や、し尿やごみの収集、運搬、処理、リサイクルなどの廃棄物処理のための費用が含まれます。霊園事業特別会計への支出も含まれます。

○労働費（ろうどうひ）

労働者福祉など労働全般事業のための経費です。勤労者生活資金等貸付、シルバー人材センターへの補助金、季節労働者就労対策などのための費用が含まれます。

○農林水産業費（のうりんすいさんぎょうひ）

農林水産事業全般のための経費です。農業及び畜産業の支援、土地改良、市営牧場の管理運営、森林整備、ヒメマス保護などのための費用が含まれます。

○商工費（しょうこうひ）

商工業、観光などの産業振興のための経費です。市内の企業活動の促進・支援や中心市街地の整備、観光の振興などのための費用が含まれます。公設地方卸売市場事業特別会計への支出も含まれます。

○土木費（どぼくひ）

道路、橋、公園などの建設・維持、除雪などのための経費です。

○消防費（しょうぼうひ）

消防活動のための経費です。救急・火災業務や、災害対策などのための費用が含まれます。

○教育費（きょういくひ）

学校教育、生涯学習、スポーツ振興などの事業に要する経費です。教育委員会の運営、小中学校の運営、青少年対策事業、公民館・図書館・文化センターの管理運営、スポーツ施設の管理運営などのための費用が含まれます。

○公債費（こうさいひ）

市債（市の借金）の返済に要する経費です。元利償還金（元金と利子）と一時的な借入れをした場合の支払利息のことをいいます。市債はある程度活用すべきではありますが、後年度の財政負担となるうえ、返済による財政硬直化の要因ともなるため、その増嵩については留意が必要です。また、公債費の一般財源に占める割合を算出し、この割合が一定割合を超えると、市債の発行が制限されることとなります。

○諸支出金（しょししゅつきん）

市の公営企業会計（水道・下水道事業会計及び病院事業会計）への繰出金、土地開発公社への貸付金等に要する経費です。

○職員費（しょくいんひ）

市の仕事を行う職員の給与・手当に要する経費です。消防職員、市立保育所で働く保育士なども含まれます。

○予備費（よびひ）

緊急事態による場合など、予算編成時に想定していなかった支出や予算超過の支出に充てるための経費です。

地方交付税

○地方交付税（ちほうこうふぜい）

自治体間の財源の不均衡を調整し、どの地方公共団体においても住民が標準的な水準の行政サービスを受けられるようにするため、国が徴収した税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合を地方公共団体に配分することで、地方公共団体の税源の不均衡を調整し、地方税収入の少ない団体にも財源を保障して、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるようにする機能をもっています。

また、交付税には、普通地方交付税と特別地方交付税があります。

○普通地方交付税（ふつうちほうこうふぜい）

基準財政需要額（一般的な日々の行政経費）と基準財政収入額（市税等の収入）を、一定の算出方法により算定して、基準財政収入額が基準財政需要額よりも少ない分が、財源不足額として交付されます。反対に基準財政収入額が基準財政需要額を上まわった場合は、普通交付税は交付されず、不交付団体となります。

○特別地方交付税（とくべつちほうこうふぜい）

基準財政需要額や基準財政収入額の算定に反映することのできなかった、災害等の特別な事情を考慮して交付されるものです。普通交付税を交付されない不交付団体にも特別交付税は交付されます。

○基準財政需要額（きじゅんざいせいじゅようがく）

普通交付税額を算定する場合に、地方公共団体の標準的な財政需要を算定するもので、人口、面積、道路、

児童生徒・学級数等を基に、行政項目ごとに①の式により算定します。

基準財政需要額＝測定単位×補正係数×単位費用・・・①

- ・測定単位・・・行政項目の財政需用の大きさを測定するための指標で、例えば消防費の場合は人口、道路橋りょう費は道路の延長、面積、小中学校費は児童・生徒数、学級数、学校数が測定単位となります。
- ・補正係数・・・各地方公共団体における自然的・社会的条件等を調整するための係数です。人口規模に対する財政需要を補正する段階補正などがあります。
- ・単位費用・・・測定単位の一単位当りの単価で、標準団体（市町村は人口10万人、面積 160平方キロメートル）を設定し、そこで必要とされる財政需要をもとに計算されます。

○基準財政収入額（きじゅんざいせいしゅうにゅうがく）

普通交付税額を算定する場合に、地方公共団体の標準的な一般財源収入額を①の式により算定したものです。
基準財政収入額＝〔法定普通税＋税交付金（利子割交付金など）＋地方特例交付金〕×75/100＋地方譲与税＋交通安全対策特別交付金・・・①

※一定の基準で計算した収入見込額で算定

※〔法定普通税＋税交付金（利子割交付金など）＋地方特例交付金〕×75/100を基準税額と呼びます。

○標準税収入額（ひょうじゅんぜいしゅうにゅうがく）

基準財政収入額の基準税額に100/75を乗じて求めた数値です。地方公共団体の標準的な税収入額を表し、これに地方譲与税、交通安全対策特別交付金を加えたものが標準税収入額等合計、さらに普通交付税を加えたものが、標準財政規模といい、起債制限比率等の財政分析数値に用いられます。

・標準税収入額＝基準税額×100/75

○臨時財政対策債（りんじざいせいたいさくさい）

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債です。通常収支の財源不足額のうち、財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、国負担分は一般会計からの加算（臨時財政対策分）、地方負担分は特例地方債（臨時財政対策債）により補てんされます。地方公共団体の実際の借入の有無にかかわらず、その元利償還金相当額を後年度基準財政需要額に算入されることとされています。

基金

○基金（ききん）

特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産で、条例により設置することができます。例えば、地域福祉振興基金のように基金の運用による収入を各種の社会福祉事業に充てるために設置する基金や、財政調整基金のように予期しない収入減少や支出増加といった年度間の財源の不均衡を調整し、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために設置する基金があります。

基金の種類

○特定目的基金（とくていもくてききん）

奨学金などの特定の目的のために資金を積み立てるために設置される基金です。⇔定額運用基金

●千歳市の特定目的基金

- ・**財政調整基金**：市財政の長期にわたる調整運営に資する資金
- ・**減債基金**：地方債の償還に必要な財源の確保を図る資金
- ・**公共施設整備基金**：公の施設の建設費の財源を確保し、事業の円滑な執行を図る資金
- ・**心のふるさと千歳基金**：寄附（他の基金に係るものを除く）に当たり、指定された事業に要する資金
- ・**みんなて、ひと・まちづくり基金**：市民協働を推進し、並びに人材及び団体の育成を推進する資金
- ・**ふるさと千歳国際交流基金**：国際交流を推進する資金
- ・**職員退職手当基金**：職員の退職手当に必要な財源の確保を図る資金
- ・**地域福祉振興基金**：地域福祉の振興を推進する資金

- ・ **農業振興基金**：農業及び林業の振興を推進する資金
- ・ **特定地域振興基金**：駒里地区の振興を推進する資金
- ・ **奨学基金**：奨学金とする資金
- ・ **土地開発基金**：土地をあらかじめ取得する資金
- ・ **霊園管理基金**：千歳霊園の整備及び維持管理に要する資金
- ・ **国民健康保険事業財政調整基金**：国民健康保険事業の財政を調整する資金
- ・ **介護保険事業給付費準備基金**：介護保険事業の財政を調整する資金
- ・ **介護従事者処遇改善臨時特例基金**：介護報酬の改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制する資金

○定額運用基金（ていがくうんようききん）

用品の調達など、特定の目的のために定額の資金を運用するために設置される基金です。⇨特定目的基金

○取崩し型基金（とりくずしがたききん）

資金を積み立てておいて、必要などに取り崩して財源等に充てるために設置される基金です。⇨果実運用型基金

○果実運用型基金（かじつうんようがたききん）

資金を積み立てて、その運用益（預金利子等）を財源等に充てるために設置される基金です。⇨取崩し型基金

財政分析

○形式収支（けいしきしゅうし）

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いたものです。

- ・ 形式収支＝歳入総額－歳出総額

○実質収支（じっしつしゅうし）

実質収支は、一会計年度の決算において、収支が赤字であったか黒字となっているかをみるための指標です。当該年度の形式収支から、翌年度へ繰り越すべき財源（継続費、繰越明許費など）を控除して算出します。これは、本来当該年度に属すべき支出及び収入が、当該年度に実際に執行されたものとみなすことにより、実質的な収支の状況を求めるものです。また、実質収支には、当該年度以前の財政運営の結果として累積された赤字や黒字の要素が含まれているため、当該年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を差し引き、当該年度一年だけの収支を表したものを単年度収支といいます。

- ・ 実質収支＝形式収支－翌年度へ繰り越すべき財源

○実質収支比率（じっしつしゅうしひりつ）

実質収支を標準財政規模で割ったものです。団体の財政規模やその年度の景況などによって一概には言えませんが、通常3～5%が望ましいとされています。

- ・ 実質収支比率＝実質収支額／標準財政規模

○単年度収支（たんねんどしゅうし）

当該年度実質収支から前年度実質収支を差し引き、当該年度一年だけの収支を表したものです。

- ・ 単年度収支＝当該年度実質収支－前年度実質収支

○実質単年度収支（じっしつたんねんどしゅうし）

単年度収支に実質的な黒字要素（財政調整基金積立額・地方債繰上償還額）を足し、実質的な赤字要素（財政調整基金取崩し額）を控除したものです。

- ・ 実質単年度収支＝単年度収支＋財政調整基金積立額＋地方債繰上償還額－財政調整基金取崩し額

○標準財政規模（ひょうじゅんざいせいきぼ）

地方交付税算定時に基準財政収入額を元に求められる標準税収入額に、地方譲与税、交通安全対策特別交付

金、普通地方交付税を加えたもので、地方公共団体の標準的な一般財源の規模を示します。起債制限比率などの財政分析数値に用いられます。

	地方道路譲与税		
	地方揮発油譲与税		
	特別とん譲与税	都道府県	100/75
基準財政収入額	— 自動車重量譲与税	×	
	航空機燃料譲与税	市町村	100/75
	交通安全対策特別交付金		

	地方道路譲与税		
	地方揮発油譲与税		
	特別とん譲与税		
+	自動車重量譲与税	+	普通交付税額
	航空機燃料譲与税		
	交通安全対策特別交付金		

この算式で、各種譲与税等を控除した後、さらに加算するのは、その収入見込額の全額がもともと地方交付税の基準財政収入額に全額算入されているからです。また、100/75の数値を乗するのは、基準財政収入額への算入率で割り返してその総額を算出することを意味します。

○自主財源（じしゅざいげん）

市が自主的に収入することができる財源のことをいいます。市税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入がこれにあたります。この自主財源を歳入総額で割ったものが自主財源比率で、この割合が大きければ大きいほど、自前の財源で自主的な財政運営ができることを示します。⇔依存財源

○依存財源（いぞんざいげん）

自主的に収入することができない財源のことをいいます。地方譲与税、国庫補助金、市債など自主財源以外のものがこれにあたります。⇔自主財源

○一般財源（いっばんざいげん）

財源の用途が特定の目的に限定されずに、どのような経費にも充てることができる財源のことをいいます。市税、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、地方交付税などがこれにあたります。⇔特定財源

○特定財源（とくていざいげん）

一般財源に対し、その用途が特定されている財源のことをいいます。国・道支出金、使用料、手数料、財産収入、市債などがこれにあたります。⇔一般財源

○財政力指数（ざいせいりょくしすう）

基準財政収入額を基準財政需要額で割ったもので、1以上となると普通交付税が交付されない不交付団体となります。地方公共団体の財政力を見る指数としてよく使われ、この指数が高ければ高いほど、財政が豊かであるといわれています。普通は3カ年平均の数値を使用します。

・ 財政力指数 = 基準財政収入額 / 基準財政需要額

○経常収支比率（けいじょうしゅうしひりつ）

経常経費充当一般財源（人件費、扶助費、公債費などの毎年経常的に支出される特定の財源をもたない経費）に経常一般財源（市税、地方交付税、地方譲与税などの毎年経常的に収入される一般財源）がどの程度充当されているかを示すもので、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられます。低いほど臨時的な経費（投資的経費など）にまわす財源を確保できることになり、高いほど経常的な経費が財政を圧迫して、財政構造の弾力性が低いということになります。市では75%～80%、町村にあっては70%～75%程度がよいといわれています。

・経常収支比率＝経常経費充当一般財源／経常一般財源

※経常一般財源に平成13年度から減税補てん債発行額が、平成14年度から臨時財政対策債発行額が追加されました。

・経常収支比率＝経常経費充当一般財源／（経常一般財源＋減税補てん債発行額＋臨時財政対策債発行額）

○公債費比率（こうさいひひりつ）

公債費（市債の元利償還金）の一般財源に占める割合をいいます。公債費の割合を算出することにより、他団体との比較が可能で、客観的な市の公債費の状況がわかります。

・公債費比率＝ $[A - (B + C)] / (D - C)$

A・・・当該年度の元利償還金（転貸債分、繰上償還分を除く）

B・・・元利償還金に充てられた特定財源

C・・・普通交付税算定において災害復旧等に係る基準財政需用額に算入された公債費

D・・・標準財政規模

※平成13年度から分母に臨時財政対策債発行可能額が追加されました。

・公債費比率＝ $[A - (B + C)] / (D + F - C)$

F・・・臨時財政対策債発行可能額

○公債費負担比率（こうさいひふたんひりつ）

公債費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合で、比率が高いほど自由度の高い一般財源を多く充ててしまっていることになり、財政構造の硬直性が高まっていることになります。

・公債費負担比率＝公債費充当一般財源／一般財源総額

※公債費充当一般財源には、一時借入金利子分、転貸債分、繰上償還分を含みます。

○起債制限比率（きさいせいげんひりつ）

一般財源のうち、市債の元利償還金がどのくらい占めているかを表したものです。低いほど財政の弾力性・自由度があることになります。

・起債制限比率＝ $[A - (B + C + E)] / [D - (C + E)]$

A・・・当該年度の元利償還金（転貸債分、繰上償還分を除く）

B・・・元利償還金に充てられた特定財源

C・・・普通交付税算定において災害復旧等に係る基準財政需用額に算入された公債費

D・・・標準財政規模

E・・・普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需用額に算入された公債費

※平成13年度からは分母に臨時財政対策債発行可能額が追加されました。

・起債制限比率＝ $[A - (B + C + E)] / [D + F - (C + E)]$

F・・・臨時財政対策債発行可能額

●税収が伸びる時代→基準財政収入額＜地方税決算 → 公債費負担比率 小さくでる
実力より標準財政規模は小さい 起債制限比率 大きくでる

●税収が落ち込む時代→基準財政収入額＞地方税決算 → 公債費負担比率 大きくでる
実力より標準財政規模は大きい 起債制限比率 小さくでる

○市債依存度（しさいいぞんど）

市債発行額の歳入決算額に占める割合で、数値が大きければ大きいほど、財源を借金に頼っていることになります。

・市債依存度＝当該年度市債発行額／歳入決算額

○プライマリーバランス（ぷらいまリーばらんす）

歳入から市債発行額を引いたものと、歳出から公債費（市債の元利償還金など）を引いたものの差で、基礎的な財政収支のことをいいます。プライマリーバランスが黒字の場合は、公債費以外の歳出を、市債以外の歳入でまかなっていることになり、市債（借金）の残高も過大に増えることはない健全な状態であるといえます。

一方プライマリーバランスが赤字の場合は、公債費以外の歳出について市債を発行しなければまかなえず、将来の世代に負担を先送りしている状態で、市債（借金）の残高も増えることになります。

・プライマリーバランス＝（歳入決算額－市債発行額）－（歳出決算額－公債費）

財政再建（再生）

○三位一体の改革（さんみいったいのかいかく）

三位一体の改革とは、国の関与を少なくして地方の権限と責任を大幅に拡大する、地方分権をさらに進めるための改革です。平成14年6月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（いわゆる「骨太の方針2002」）で方針が決まりました。

三位一体の改革のあるべき姿とは、「地方にできることは地方に委ねる」という原則のもと、自立的な財政運営が可能となる地方税財政制度の確立を目指して、以下の3つの改革を一体的に行うことです。

国庫補助負担金の改革： 使い道が細かく決められている国庫補助負担金を廃止、縮減する。

国から地方への税源移譲： 廃止、縮減額に見合った額を、国税から地方税へ税源移譲する。

地方交付税の改革： 税源移譲により地方の自主財源を強化し、地方交付税への依存を低下させる。

三位一体の改革において平成18年度までに、国庫補助負担金改革で約4.7兆円、税源移譲で約3兆円、地方交付税改革（地方交付税及び臨時財源対策債）で約5.1兆円の改革が図られましたが、増減の差引の不均衡は大きく、地方では危機感を強めています。

○赤字団体（あかじだんたい）

一般的には、地方公共団体に決算において実質収支が赤字の団体をいいますが、場合によっては、形式収支、単年度収支又は実質単年度収支が赤字の団体を赤字団体ということもあります。なお、これらの収支が黒字の団体を黒字団体といいます。

○繰上充用（くりあげじゅうよう）

繰上充用とは、会計年度経過後に至って歳入が歳出に不足することとなった場合、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることをいい、この場合においては、そのために必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならないこととされています。

○寄附承認手続（きふしょうにんてつづき）

すべての地方公共団体は、当分の間、国や独立行政法人、国立大学法人など（以下「国など」といいます。）に対する法律又は政令の規定に基づかない寄付金等の支出を原則として禁止されていますが、社会通念上許容されるべき次のような場合については、総務大臣の事前の承認を得て寄付金等を支出することができます。

- ① 地方公共団体がその施設を国などに移管する場合
- ② 国などが所有する財産の譲与や無償譲渡を受けるため他の財産を国などに寄附する場合
- ③ 事務の移管に伴い、残存施設を寄附する場合
- ④ 国などが行う工事が、地方公共団体の施行する工事により必要を生じたものである場合において、その必要を生じた限度で工事費を負担するとき。
- ⑤ 地方公共団体の施設で独立行政法人などが直接その本来の事業の用に供する施設と一体となって機能を發揮している財産を、当該施設の機能を増進させるために寄附しようとする場合
- ⑥ もっぱら当該地方公共団体の利用に供され、又は主として当該地方公共団体を利することとなる施設で、独立行政法人などの当該施設に係る一般的な設置基準を超えるものを当該独立行政法人などが設置する場合において、当該施設を構成する財産を独立行政法人などに寄附しようとし、又は、当該財産の取得に要する費用を当該地方公共団体が負担しようとするとき。
- ⑦ 独立行政法人などの行う事業のうち、住民の福祉の増進に寄与し、かつ、地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものに要する経費の一部について、特定の事業に協賛するため通常の開催回数又は開催日数の範囲を超えて開催される公営競技の収益により地方公共団体が負担する場合

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律（ちほうこうきょうだんたいのざいせいのけんぜんかにかんするほうりつ（地方財政健全化法））

平成19年6月22日、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」といいます。）が

公布され、新たな地方財政の再生制度が段階的に施行されます。

財政健全化法は、早期是正と再生という2段階の財政健全化のためのスキームを導入し、毎年度、健全化判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）を監査委員の審査に付したうえで、議会に報告し、公表しなければならないものとし、早期是正段階では、健全化判断比率のうちのいずれかが政令で定める早期健全化基準以上の場合に、財政健全化計画を定めることを義務付けています。また、再生段階では、再生判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率）のいずれかが政令で定める財政再生基準以上の場合に、財政再生計画を定めることを義務付けています。

これらの「指標の公表に係る規定」は平成20年4月1日からの施行となり、平成20年の秋に平成19年度決算に係る指標が公表されました。早期是正段階と再生段階の基準については、平成21年4月1日から施行され、財政再生基準を超え、財政再生計画を定めることを義務付けられた地方公共団体は、従来の「財政再建団体」という呼称に代えて、新たに「財政再生団体」と呼ばれます。

○財政健全化団体（ざいせいけんぜんかだんたい）

地方財政健全化法に基づく健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合、議会の議決を経て財政健全化計画を定め、公表するとともに、総務大臣・都道府県知事に報告する義務が生じます。財政健全化計画を定めることとなった地方公共団体は、財政健全化団体となり、毎年度、実施状況を議会に報告し、公表する必要があり、実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は都道府県知事から勧告を受ける場合があります。

○財政再生団体（ざいせいさいせいだんたい）

地方財政健全化法に基づく再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合、議会の議決を経て財政再生計画を定め、公表する必要があり、この計画について総務大臣の同意を得なければ、地方債の起債に制限を受けることとなります。財政再生計画を定めることとなった地方公共団体は、財政再生団体となり、毎年度、実施状況を議会に報告し、公表する必要があり、財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣から予算の変更等、必要な措置について勧告を受ける場合があります。

○実質赤字比率（じっしつあかじひりつ）

普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率のことで、普通会計の赤字額を標準財政規模で割ったものです。早期健全化基準については、市町村においてはその財政規模に応じ11.25%～15.00%、都道府県においては3.75%とされ、財政再生基準については、市町村は20%、都道府県は5%とされています。

実質赤字比率＝〔繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）〕／標準財政規模

- ・繰上充用額・・・歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・支払繰延額・・・実質上歳入不足のため、支払を繰り延べた額
- ・事業繰越・・・実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

○連結実質赤字比率（れんけつじっしつあかじひりつ）

公営企業会計を含めた全会計を対象とした実質赤字（公営企業会計は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率のことで、一般会計、特別会計、公営企業会計の赤字総額を標準財政規模で割ったものです。早期健全化基準については、市町村においてはその財政規模に応じ16.25%～20.00%、都道府県においては8.75%とされ、財政再生基準については、市町村は30%、都道府県は15%とされています。

連結実質赤字比率＝〔(A+B)－(C+D)〕／標準財政規模

- A・・・一般会計及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- B・・・公営企業会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- C・・・一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- D・・・公営企業会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

○実質公債費比率（じっしつこうさいひりつ）

普通会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率のことで、普通会計の公債費等（元利償還金、債務負担行為、繰出金等）を標準財政規模で割ったものです。早期健全化基準については、市町村・都道府県とも25%とされ、財政再生基準については、市町村・都道府県とも35%とされています。

実質公債費比率＝ [(元利償還金＋準元利償還金)－(特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)] / [標準財政規模－元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額] の3ヵ年平均

- ・準元利償還金・・・
 - ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年あたり元金償還金相当額
 - ② 普通会計から普通会計以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還にあてたと認められるもの
 - ③ 一部事務組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源にあてたと認められるもの
 - ④ 債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの

○将来負担比率（しょうらいふたんひりつ）

普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のことで、普通会計・公営企業・地方公共団体が設立した法人等の負債総額（地方債残高、債務負担行為、繰出金、退職手当引当金、設立法人の負債等）を標準財政規模で割ったものです。早期健全化基準については、市町村は350%、都道府県は400%とされています。

将来負担比率＝ [将来負担額－(充当可能基金金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込み額)] / [標準財政規模－(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)]

- 将来負担額・・・
 - ① 普通会計の地方債現在高
 - ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
 - ③ 普通会計以外の会計の地方債の元金償還に充てる普通会計からの繰入見込み額
 - ④ 地方公共団体が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる当該地方公共団体からの負担等の見込み額
 - ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、普通会計の負担見込み額
 - ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その法人のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込み額
 - ⑦ 連結実質赤字額
 - ⑧ 一部事務組合等の連結実質赤字額のうち、普通会計の負担見込み額

○新地方公会計制度（しんちほうこうかいけいせいど）

従来の会計制度では、地方公共団体の総合的な財務状況が把握しづらく、予算審議など内部管理への利用が困難、住民にとって分かりにくいなどという課題がありました。新地方公会計制度は、現金主義・単式簿記を特徴とする従来の会計制度に対して、発生主義・複式簿記などの企業会計的手法を取り入れ、歳入・歳出の現金取引のみならず、すべてのフロー情報（期中の収益・費用及び純資産の内部構成の変動）や、ストック情報（資産・負債・純資産の期末残高）を網羅し、行政経営に活用するとともに、財政状況の適切な情報開示ができるようにしようとするものです。

新地方公会計制度のもとでは、「貸借対照表」（バランスシート）、行政コスト計算書（PL）、民間の損益計算書）、資金収支計算書（キャッシュフロー）、純資産変動計算書（NWM又はSS）の財務書類4表を作成することとなり、平成18年8月に総務省から示された「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（地方行革新指針）」に基づき、平成21年秋をめどに、普通会計の財務書類4表と公営企業、土地開発公社、外郭団体、第3セクターなどとの連結財務書類4表を公表することが要請されています。

新地方公会計制度の導入にあたっては、「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」の2つの作成モデルが示されています。「基準モデル」とは日々の会計処理も複式簿記により仕分けを行い、固定資産管理についても耐用年数ごとに施設を区分するなど、ほぼ完全な民間の企業会計方式で、「総務省方式改訂モデル」とは現在の総務省のバランスシートを発展的に展開し、段階的に移行していく方式となります。

千歳市では、平成21年度（20年度決算）から「総務省方式改訂モデル」による財務書類の作成・公表を行っています。

○貸借対照表（BS：Balance sheet）（たいしゃくたいしょうひょう）

次世代に引き継ぐ資産はいくらか、その負担者（財源）はどうなっているのか、次世代に負担を先送りした借金残高はいくらか、当年度までに提供された行政サービスで次世代に先送りされた負担はどれだけかなど、資産（公共施設、貯金など）・負債（借金など）・純資産（借金を差し引いた純粋な蓄え）の残高を明らかにする表です。

○行政コスト計算書（PL：Profit and loss statement）（ぎょうせいこすとけいさんしょ）

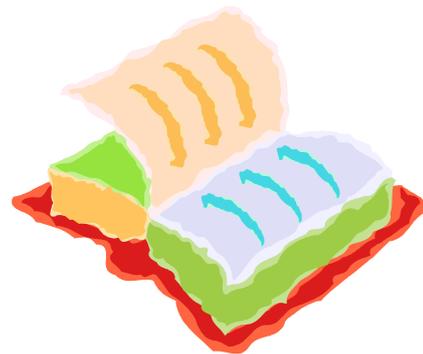
経常的な行政サービスにかかったコストはいくらか、利用者などの負担（受益者負担）でどの程度経費が賅われたのかなど、市民サービスにかかった費用・収益の取引高を明らかにする表です。

○資金収支計算書（CF：Cash flow）（しきんしゅうしけいさんしょ）

投資的経費はどの財源（税金や補助金など）で賅っているのか、支出の負担を将来に先送りしていないか、年間での資金の変動要因はなにかなど、資金収支の状態を明らかにする表です。

○純資産変動計算書（NWM：Net worth matrix、SS：Statement of shareholders）（じゅんしきんへんどうけいさんしょ）

当年度の行政サービスの世代間負担の状況はどうなっているか、借金以外の資産調達財源はどう変化したのか、資産価値の変動はどうだったかなど、純資産について、会計年度中の動きを明らかにする表です。





■発行 千歳市（平成22年3月）
■編集・製作 千歳市総務部財政課
〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地
TEL 0123-24-0541



E-mail zaisei@city.chitose.hokkaido.jp
ホームページ <http://www.city.chitose.hokkaido.jp/index.cfm/84,0,131,html>